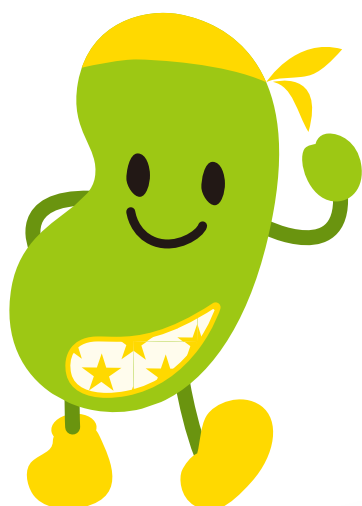




びしんの現況

BISAI SHINKIN BANK REPORT 2021



CONTENTS

ごあいさつ	1
尾西信用金庫と地域社会	2
尾西信用金庫の1年(トピックス)	3
2020年度業績概況	5
中小企業支援の取組み	8
地域貢献・社会貢献活動への取組み	13
お客さま満足度向上への取組み	15
コンプライアンス及び顧客保護の取組み	16
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針	17
金融ADR制度への対応	17
リスク管理態勢	18
総代会制度	20
当金庫の概要	23
店舗のご案内	25
商品・サービスのご案内	28
手数料一覧	30
資料編	
財務諸表、指標、計数等	32
役職員の報酬体系	41
自己資本の充実の状況等	42
記載事項一覧	49

びしんのキャラクター

スリービーンズ

元気

勇気

チャレンジ

経営理念

尾西信用金庫は、昭和26年(1951年)の創立以来、一貫して“**地域社会の発展に貢献する**”ことを理念とし、信頼される金融機関を目指して充実したサービスの提供に努めています。

基本方針

- 中小企業金融を通じて、社会的責任を果たし、地域経済と会員の繁栄に貢献します。
- 健全経営を堅持し、自己資本の充実に努めます。
- 役職員の生活向上と福祉の増進を図ります。

庫是

- 地域と縁^{えん}を結ぶ
- 堅実と円^{えん}を結ぶ
- 職員と絆^{えん}を結ぶ

庫歌

木曾^{ながれ}の清流を背に 広がる濃尾平野
花咲き^{たたく} 信用金庫
地域と共に 愛され育つ
光り輝け「びしん」 尾西信用金庫

地域社会の発展に 貢献する使命を
堅実^{はぐく}育む 信用金庫
いつも笑顔で 真心こめて
夢よ輝け「びしん」 尾西信用金庫

絆^{えん}を結んだ職員の 熱き想いと希望を
双葉に託した 信用金庫
楽しい職場 夢ある仕事
永久^{とわ}に輝け「びしん」 尾西信用金庫



会長 木村 孚男



理事長 高間 正道

ごあいさつ

平素より尾西信用金庫に格別のご愛顧ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も当金庫に対するご理解を一層深めて頂くため、2021年度版ディスクロージャー誌「BISAI SHINKIN BANK REPORT 2021 びしんの現況」を作成いたしましたのでご高覧いただければ幸甚に存じます。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により世界経済は大きな影響を受け、地域経済におきましても同様、厳しい環境下にごございました。中小事業者の資金繰り支援として、実質無利子無担保の制度融資の創設、個人向けには特別定額給付金の支給がなされ、各金融機関では貸出金・預積金の増加にも繋がりました。こうしたなか、様々な課題を抱えておられる事業者の皆様や収入減少、雇用環境の悪化に不安を感じていらっしゃる地域の生活者の皆様に、適切かつ円滑な金融サービスの提供や、コンサルティング機能の更なる強化に努め、地域経済の発展に努めてまいりました。

迎える2021年度も、引続き新型コロナウイルス感染症の影響が心配される場所ですが、ワクチン接種が開始され、オリンピック・パラリンピックの開催等により経済効果が期待され今後の景気回復が待たれます。

また、当金庫はおかげさまで本年10月に創立70周年を迎えます。これもひとえに地域の皆様のご支援があり70年という歴史を重ねることができたものと、心より感謝を申し上げます。

これからも当金庫は地域経済の発展のため、自然環境や社会環境の向上に配慮しつつ、80周年、90周年、100周年を目指して未来へ向かって、役職員一同、一步一步着実に歩んでまいります。

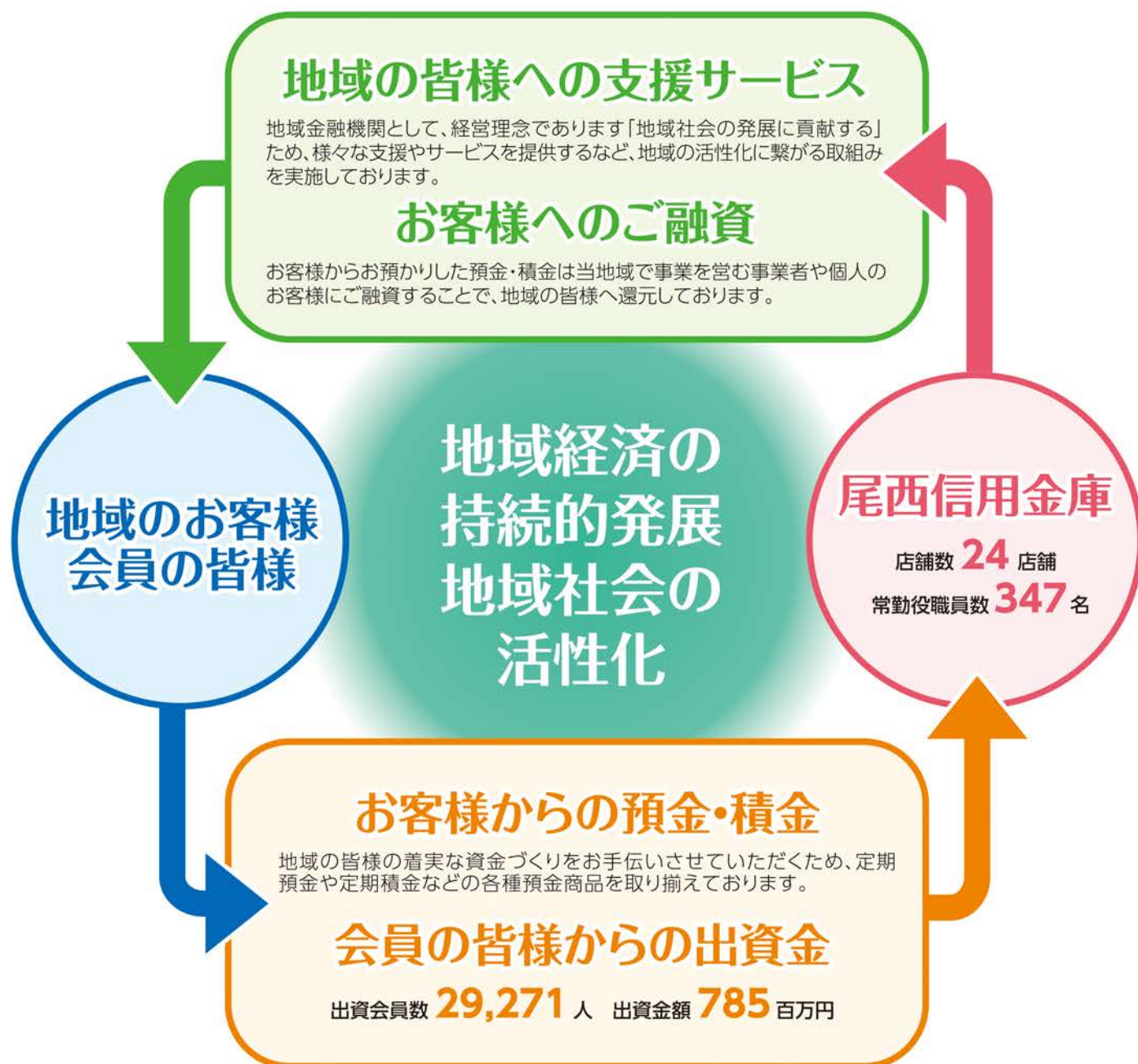
何卒、今後とも倍旧のご愛顧ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

会長 木村 孚男

理事長 高間 正道

尾西信用金庫と地域社会

尾西信用金庫は、一宮市を中心とする尾張西部地域を主な事業区域として、地元で事業を営んでいる方々や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金・積金)は、地元で資金を必要とするお客様にご融資し、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同し、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



地方創生の推進に向けた取り組み

当金庫は、「地域社会の発展に貢献する」との経営理念に基づき、地域になくてはならない金融機関として地域経済・社会の活性化やさらなる発展に貢献するため、中小企業支援やCSR活動など様々な分野において多面的な取り組みを積極的に推進しております。また、政府により示された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき策定された地方版総合戦略の実現に向けて地域の行政機関等が実施する施策に対し、地域金融機関の持つ機能を十分に発揮しつつ積極的に協力してまいります。

尾西信用金庫の1年(トピックス)

4月

- 尾州生地で作した名札ストラップの着用開始

5月

- 新型コロナウイルス感染症拡大に対する休日相談窓口の開設(5月9日～5月30日)
(毎週土曜日 神山支店、今西支店を除く22店舗)
- 市内3医療法人にフェイスガードを寄贈

6月

- ヤマナカ開明店共同出張所(ATMコーナー)営業終了

7月

- 生活資金支援ローン「ライフサポート」発売開始



8月

- ATMコーナー稼働日および営業時間延長
(一宮支店、名古屋山田支店、羽島支店、西成支店、富田支店、馬寄出張所)
- 一宮市に防犯カメラを寄贈



寄付金の贈呈

9月

- 当金庫の全役職員向けに「びしん版GoToEatキャンペーン」を実施(9月1日～9月30日)



10月

- 新型コロナウイルス対策支援ファンド「しんきんの礎」の投資決定(幸栄テクノ(株))



- 金沢信用金庫と包括的連携協力に関する覚書を締結

11月

- ご高齢者の特殊詐欺被害防止を目的として、一日あたりのキャッシュカード引出し限度額の一部引下げを実施
- 詐欺被害を未然防止し、一宮警察署より感謝状をいただく(小信支店)

12月

- 詐欺被害を未然防止し、一宮警察署より感謝状をいただく(一宮東支店)

1月

- 当金庫初の女性支店長誕生



西成支店 大竹支店長

2月

- 薬師寺管主と慈眼寺住職による仏教講演会を開催

3月

- 創立70周年を記念して、稲沢市に300万円を寄付
- 介護関連事業者の(株)カイクラネットとビジネスマッチング契約を締結
- 新型コロナウイルス対策支援ファンド「しんきんの礎」の投資決定((有)シンセイ印刷)



- 新型コロナウイルス感染症拡大に対する休日相談窓口の開設(3月14日～4月11日まで)
(本店営業部、神山支店、稲沢支店、名古屋西支店、佐千原支店、公園通支店、木曽川東支店)

尾西信用金庫の1年(トピックス)

■ 金沢信用金庫と包括的連携協力に関する覚書を締結しました。

当金庫は、金沢信用金庫と「持続可能なビジネスモデルの構築に向けた包括的連携協力に関する覚書」を締結しました。

両金庫とも同じ中部地方に位置し、競合エリアの重複がなく信用金庫としての事業規模も類似していることから、お互いの地域経済の発展に貢献するため、情報共有を図ってまいります。



■ 修文女子高校の生徒が考案した女性職員用制服の発表会を行いました。

創立70周年を機に、2021年度から女性職員が着用する制服は、地元一宮市の修文女子高校の生徒がデザインしています。



■ 介護関連事業者の(株)カイクラネットとビジネスマッチング契約を締結しました。

当金庫が介護事業者と同契約を結ぶのは初めてであり、(株)カイクラネットは、介護食の提供、介護用品のインターネット通販、外国人人材マッチングなど介護経営に関するサポート事業を手掛けております。

今後も地域の医療・福祉・介護など、地域社会に貢献できるものは、積極的に支援してまいります。



■ 2020年秋の叙勲で当金庫理事長(現会長)木村孚男が旭日双光章を受章しました。



2020年度業績概況

金融経済環境

2020年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動に大きな影響を受けました。依然として厳しい情勢下であり、個人消費はサービス消費をはじめ減少傾向にあり、雇用情勢は弱い動きが続く一方、生産活動は一部で緩やかな回復傾向にあります。

迎える2021年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が心配されています。今後、ワクチン接種が開始され、オリンピック開催による経済効果など、景気の回復に期待が持てる状況にあります。

金融環境面では、貸出金については事業者の手元資金確保に向けた運転資金需要を背景に、預金については事業者の資金繰り資金の滞留、特別定額給付金等の支給等に伴い、双方共に増加しました。長引く超低金利時代と昨今のコロナ禍により金融機関の収益環境も一段と厳しくなっているなか、地域経済の発展に尽力し、継続可能性のあるビジネスモデルを求められる地域金融機関の存在意義が年々高まっています。このため各金融機関は、収益構造の再構築を最重要課題として様々な取組みを進めています。

さらに、金融行政における検査・監督手法の変化により、金融機関には経営管理機能の強化が求められています。今後も業務に関連する制度改正が予定されており、適切な対応が求められています。

業績

事業方針に基づき収益力強化に向けた諸施策を推進した結果、2020年度の業績は以下のとおりとなりました。

預金積金

預金については、年金資金の預入が順調に推移していることや特別定額給付金等のコロナ対策資金の流入もあり、流動性預金が増加しています。また、定期預金については若干の減少となりました。

この結果、期末時点での実績は、残高4,933億円、期中増加額306億円、同増加率6.6%となりました。



貸出金

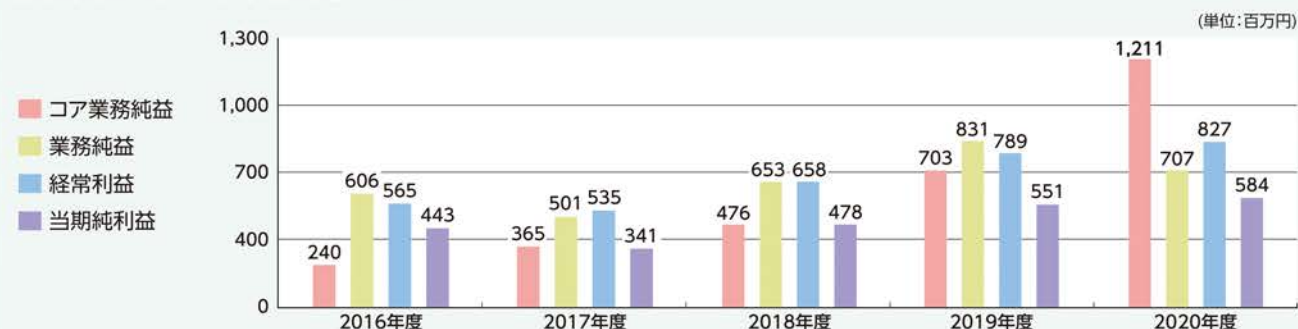
貸出金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、その対応のために事業者の資金繰り需要が増加したこと等から事業者向け貸出金が増加しました。一方、当金庫の主力である個人向け貸出については、住宅ローンの借換え需要に落ち着きがみられたことや消費需要の停滞等から減少となりました。

この結果、期末時点での実績は、残高2,044億円、期中増加額は129億円、同増加率6.7%となりました。



損益

投信解約益などの有価証券運用による収益が増加した影響や、経費の増加等から、業務純益は7億円(前期比▲14.8%)となりました。また、与信関連費用が増加する一方、株式等売却益が増加したこと等から経常利益は8億2千万円(前期比+4.7%)、当期純利益5億8千万円(前期比+5.8%)となりました。



2020年度業績概況

不良債権の状況

金融再生法に基づく資産査定の結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計額は36億円となりました。このうち32億円が担保・保証及び引当により保全されており、その合計額に対する保全率は89.0%となっております。

なお、これとは別に内部留保として138億円が積み立てられていますので不良債権への備えは万全です。

リスク管理債権、金融再生法開示債権の状況及び引当・保全の状況は以下のとおりです。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	2019年度	151	130	21	100.0
	2020年度	208	127	81	100.0
延滞債権	2019年度	3,176	1,992	1,020	94.8
	2020年度	3,083	1,868	1,020	93.7
3か月以上延滞債権	2019年度	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2019年度	240	74	21	39.6
	2020年度	317	75	45	37.9
合 計	2019年度	3,567	2,196	1,062	91.3
	2020年度	3,609	2,070	1,146	89.1

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。

8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	2019年度	3,568	3,258	2,196	1,062	91.3	77.4
	2020年度	3,610	3,216	2,070	1,146	89.0	74.4
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年度	2,186	2,186	1,385	801	100.0	100.0
	2020年度	2,033	2,033	1,227	806	100.0	100.0
危険債権	2019年度	1,141	977	737	240	85.6	59.4
	2020年度	1,258	1,063	768	295	84.5	60.2
要管理債権	2019年度	240	95	74	21	39.6	12.7
	2020年度	317	120	75	45	37.9	18.6
正常債権	2019年度	188,370					
	2020年度	201,252					
合 計	2019年度	191,938					
	2020年度	204,862					

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

自己資本比率の状況

当金庫の自己資本は、地域のお客様からの出資金及び内部留保の積み立てにより構成されております。また、金融機関の健全性を示す重要な指標の一つである自己資本比率は9.55%と国内基準の4%と比較して高い水準にあり、財務体質は高い健全性を維持しております。

自己資本比率の算出式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセット} + \text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額}} \times 100(\%)$$



●詳細についてはP.42をご参照ください。

事業の展望及び対処すべき課題

2021年度は、新中期3か年経営計画(以下、「中期計画」という。)がスタートします。

2021年度を初年度とする中期計画は、その先となる5年後のあるべき姿実現に向けた足場固めの年度となります。当金庫のあるべき姿とは、経営資源を有効的に活用し、役職員数340人体制のもと、業務純益10億円を確保することが最大テーマです。取引シェアを拡大し、重点エリアとする一宮市及び稲沢市の取引シェアをそれぞれ60%、40%とすることを実現し、この地域から最も信頼される地域ナンバーワン金融機関を目指します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者や個人の支援、収益性と効率性の両立を重視した営業活動、ICT等の利活用による新たな金融サービスの提供及び当金庫の生産性の向上、安定した利息配当収入の確保に重点を置いた市場運用、役職員数340人体制での業務運営の実現に向けた対応、経営基盤を強固なものとする取組みを推進し、信用金庫の使命である地域の課題解決を通じた地域活性化に資する取組みを実施していきます。同時に、持続可能な社会の実現を図るためにも、地方公共団体をはじめとした外部機関との連携を強化しSDGsの取組みも推進していきます。こうした取組みを着実に実施するために不可欠な経営管理体制の充実・強化、コンプライアンスの徹底やリスク管理の強化、これらの取組みを支える人材の育成に努めます。

中小企業支援の取組み

地域密着型金融の推進

当金庫は、創立以来“地域社会の発展に貢献する”ことを経営理念とし、地域密着型金融を恒久的かつ積極的に推進することとしております。地域社会の発展や地域経済の活性化に貢献するため、地域との連携強化を図り、地域金融機関としての機能を発揮してまいります。

基本方針

- 1 当金庫は、将来にわたり地域経済の活性化に取り組みます。
- 2 当金庫は、地域に必要とされる金融機関であり続けるため、当金庫にしかできない付加価値の高い金融サービスを提供します。
- 3 当金庫は、地域から信頼される金融機関であり続けるため、コンプライアンスやリスク管理を強化し、収益力の向上を図ります。
- 4 当金庫は、こうした活動をより実効性の高いものとするため、常に地域の皆様のご意見に耳を傾け、自らの経営改善及び提供するサービスの品質向上に不断に取り組みます。

具体的な取組み項目

- 1 ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた取引先企業の支援強化
- 2 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- 3 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

1. 事業者の皆様への支援について

当金庫は、事業経営に真剣に取り組む事業者の皆様を積極的に支援しております。当地域の事業者の皆様が抱える経営課題や経営改善に関する、より幅広い相談業務を展開し、コンサルティング機能を発揮してきめの細かい支援を実施してまいります。

2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底

当金庫は、不動産担保や個人保証に過度に依存することのない融資を徹底しております。経営者保証ガイドラインを遵守するとともに、売掛債権担保融資や動産担保融資（ABL）、投資ファンド等、様々な資金供給手法を活用して、お客様のニーズにお応えできるよう努めてまいります。

3. 持続可能な地域経済への貢献について

当金庫は、地域の活性化に繋がる様々なサービスの提供や貢献活動を積極的に実施してまいります。

事業性評価に基づく融資の取組み

当金庫は、地域内における産業競争力強化や個々の事業者のトップライン向上のため、国による補助金申請のサポートやビジネスマッチング、経営改善等の支援を実施しております。

特に補助金申請については、第三者の専門的知見に基づく評価を通じて、事業者の強み弱みや将来の展望などにおける諸課題を補助金の活用によって解決することを目的としており、個々の事業性評価が欠かせない仕組みとなっております。こうして得られた評価を基に、つなぎ資金や設備投資資金の貸付にあたり、経営者保証や担保保証に過度に依存しない融資の実施に取り組んでおります。

経営者保証に関するガイドラインへの取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2020年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は67件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は2.66%、保証契約を解除した件数は5件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）は0件です。

中小企業の経営支援に関する取組方針・体制

当金庫は、地域の中小企業の皆様方への経営支援及び経営改善に積極的に取り組むため、以下のとおり取組方針を定め、中小企業の発展、繁栄及び地域の活性化に貢献してまいります。

1. 基本方針

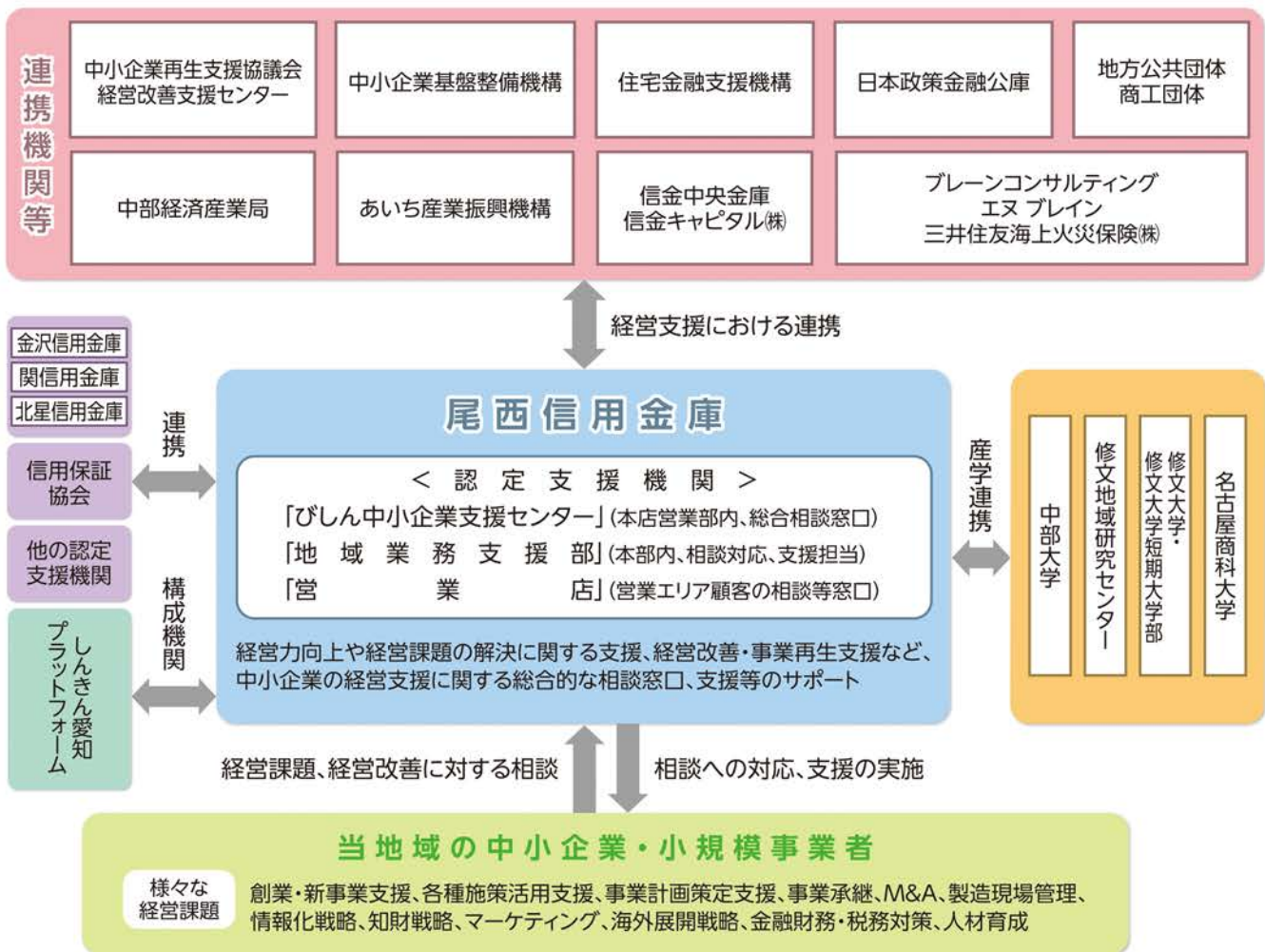
当金庫は、地域金融機関として、また経営革新等支援機関として地域の中小企業の皆様方の抱える経営課題及び経営改善に真摯に向き合い、コンサルティング機能を発揮して課題の解決、改善に向けて外部支援機関との連携を含めたきめの細かい支援を積極的に行います。

また、支援を通じて地域の中小企業の発展、繁栄に貢献し、地域の活性化に不断に取り組みます。

2. 支援体制

中小企業の経営支援の総合的な相談窓口として本店営業部内に「びしん中小企業支援センター」を設置しております。また、本部専担部署「地域業務支援部」及び営業店においても相談の受付や支援等のサポートを行っております。

中小企業の経営支援に関する当金庫の体制



中小企業支援の取組み

3. 具体的な取組方針

中小企業の事業価値や将来の成長可能性などを外部支援機関等の第三者的な視点や専門的な知見、機能を活用して的確に見極め、創業・新事業展開等へのニューマネーの供給や成長段階における更なる飛躍に向けて新たなビジネスマッチングや事業化を支援するなど、ライフステージに応じた支援に積極的に取り組みます。

(1) 創業・新事業展開等への支援

創業希望者に対し日本政策金融公庫等との連携など、実現性の高い創業・新事業展開等への支援を実施するとともに、実現性を高めるためのニューマネーの供給に努めます。また、一宮市創業支援事業に係る連携協定に基づき、地域の創業支援の充実を図ってまいります。

(2) 経営課題の解決・改善への支援

行政や中央機関等の各種中小企業支援ツールの活用により、事業化や技術の向上、ビジネスマッチング、経験値活用型サポート人材マッチング支援、事業承継などの広範にわたる経営課題に対し、実効性の高いソリューションの提示と実行を支援します。

また、専門家を交えた経営相談会を定期的に開催するなど、課題解決へのサポートを行います。

(3) 経営改善・事業再生への支援

中小企業再生支援協議会や他の認定支援機関をはじめとする専門機関（専門家）と必要に応じて連携を行い、第三者的視点や専門的な知見、機能を活用するなど、様々な改善、再生の手法を検討して実効性の高い支援を行います。

また、定期訪問によるフォローアップを行い、支援の強化を図っております。

(4) 事業承継への支援

地域の小規模事業者等が抱える事業承継といった経営課題に対して、尾西商工会・木曽川商工会・祖父江町商工会・平和町商工会と日本政策金融公庫及び当金庫が連携し、取組みを行うことで、地域経済を支える裾野の事業者への事業持続性や活性化に対する支援を行います。

(5) セミナー等の開催

各種セミナーや勉強会等を積極的に開催し、事業者（お客様）の課題の洗出しや経営改善の手法など、事業者に有益な情報の提供等を行います。

(6) 人材の育成

中小企業や連携機関等と日頃から継続的にコンタクトをとることで、様々な地域情報の収集やノウハウなどの蓄積を通じて、職員の目利き力の向上に努めます。

中小企業の経営支援に関する取組み

1. 経営相談に積極的に応じています

地域の中小企業や事業者の皆様方が抱える経営課題に対し、積極的に経営相談に応じております。本店営業部内に設置する総合相談窓口「びしん中小企業支援センター」、本部専担部署「地域業務支援部」及び営業店にて経営相談を受け付けております。

2. 中小企業支援ツールを活用した支援を行っています

国の中小企業支援関連予算等において、ものづくり関連やIT導入に対する補助金などが設けられており、こうした補助金を活用した支援を積極的に実施しております。補助金の申請にあたっては、認定支援機関として各種補助金のPRだけでなく、申請希望事業者様へのアドバイスや申請書のブラッシュアップ等、申請手続き全般について、当金庫顧問中小企業診断士やコーディネーターなどの専門家、専担部署担当者及び営業店担当者による支援を行っています。

3. マッチング支援を行っています

新たな販路開拓やマッチング機会を提供するため、外部で開催されるビジネスフェア等への出展等の支援を実施しております。また、当金庫のお取引先事業者の間でのネットワークの構築、他信用金庫と協同した事業者交流会の開催などを実施しております。

4. セミナーや勉強会を開催しています

事業者の皆様にお役に立つ情報の提供を目的として、各種セミナーや勉強会等を積極的に開催しております。

5. 経営改善・事業再生への支援に積極的に取り組んでいます

当金庫選定の経営支援先や経営改善・事業再生の相談を受けた先に対し、本部専担部署と営業店による専門家等を活用した経営改善・事業再生支援を実施しております。

中小企業の経営支援実績(2020年度)

中小企業支援ツールを活用した支援

- 令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」申請2先 採択2先
- 令和元年度・2年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」申請13先 採択7先
- 令和2年度補正「小規模事業者持続化補助金(コロナ型)」申請32先 採択24先
- 令和元年度補正予算「小規模事業者持続化補助金(一般型)」申請13先・審査中2先 採択10先
- 令和2年度「防護服生産性設備導入支援事業」申請1先 採択1先
- 令和2年度補正サプライチェーン対策のための国内投資促進事業補助金申請1先 採択1先
- 2020年度あいちスタートアップ創業支援事業費補助金申請1先 採択1先
- あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金申請1先 採択1先
- 経営革新計画(認定申請) 8先

経営相談

- 受付事業所182先 延べ件数542先
- うち専門家派遣事業所 64先

不動産担保などに過度に依存しない融資

- 新型コロナウイルス対策支援ファンド『しんさんの礎』 2先

マッチング支援

- 毎日がよい仕事おこしフェア 登録 3社
- 生産性向上に資する個別マッチング 27件
- ジェグテック(中小企業基盤整備機構サイト)推薦先2社
- ものづくり企業 経験値活用型サポート人材交流会参加企業3社 マッチング契約1社

セミナーや勉強会の開催

- コロナ禍対応のための“中小企業施策”活用セミナー参加事業所41先

経営改善支援等の取組み

(単位:先、%)

		期 債 務 者 数 A	初 期 債 務 者 数 α	う ち 経 営 改 善 支 援 取 組 み 先 数 β	α の う ち 期 末 に 債 務 者 区 分 が ラ ン ク ア ッ プ し た 先 数 γ	α の う ち 期 末 に 債 務 者 区 分 が 変 化 し な か つ た 先 数 δ	α の う ち 再 生 計 画 を 策 定 し て い る 全 て の 先 数 δ	経 営 改 善 支 援 取 組 み 率 α/A	ラ ン ク ア ッ プ 率 β/α	再 生 計 画 策 定 率 δ/α
正常先	①	2,344	7		7	2	0.3			28.6
要 注 意 先	うちその他要注意先	②	310	15	0	14	8	4.8	0.0	53.3
	うち要管理先	③	4	1	0	0	1	25.0	0.0	100.0
破綻懸念先	④	15	4	0	4	4	26.7	0.0	100.0	
実質破綻先	⑤	51	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
破綻先	⑥	6	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
小 計(②～⑥の計)		386	20	0	18	13	5.2	0.0	65.0	
合 計		2,730	27	0	25	15	1.0	0.0	55.6	

(注)・期初債務者数及び債務者区分は、2020年4月当初時点のものです。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含めておりません。

・βは、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数です。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は、αに含めておりますがβに含めておりません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が、期末に債務者区分が「うちその他要注意先」へランクアップした場合はβに含めております。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に拠っております。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。

・γは、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数です。

・みなし正常先については、正常先の債務者数に計上しております。

・「αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含めております。

金融仲介機能の発揮に向けた取組みについて

金融庁は、金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、「金融仲介機能のベンチマーク(以下、「ベンチマーク」という。))」を公表しています。当金庫は、これらの指標を活用し、地域のお客様のニーズにお応えするとともに、課題解決に繋がる本業支援、経営改善支援に積極的に取り組んでおります。

※当金庫のベンチマークについて、詳しくは当金庫ホームページ(<https://www.bi-shin.co.jp/>)をご覧ください。

中小企業支援の取組み

●主な支援事例

補助金活用支援

行政が取扱う補助金事業には多くの種類があり、申請にあたっての手続きも様々です。

補助金申請においては、当金庫では、専担部署や専門家対応による申請サポート、認定後のフォローなど総合的な支援を実施しています。

「小規模事業者持続化補助金」の活用事例及びお客さまの声

株式会社win-win 代表取締役 原 明美 様

当社は、処方箋調剤、漢方薬・自然薬・一般用医薬品・化粧品の販売、エステ、鍼灸院の運営をしています。

地元の薬局であります。認知度が低く、処方箋が無くても気軽に女性特有の悩みを相談することのできる薬局であるということを地域の皆様に認知してもらいたいという思いが以前よりありました。そんな悩みを、尾西信用金庫の担当者様に話をしたところ、補助金（小規模事業者持続化補助金）を活用して、販路拡大に取組んでどうかとの提案をいただきました。

既存のお客さまへのサービスの向上、新しいお客さまの獲得に向けた取り組みとして、両腕血圧計の導入、それに伴い折り込みチラシの作成、チラシを見て来局して頂いた方への販促品としてクリアファイルの作成をしてみようと話が膨らんでいきました。

クリアファイルの作成をどこの業者にお願いしようかと考えていたところ、尾西信用金庫から一宮市内の有限会社シンセイ印刷の野田様を紹介していただき、当社のイメージをお伝えしたところ、イメージ通りのクリアファイルの作成をして頂くことが出来ました。当初はクリアファイルの作成はインターネットで依頼しようと考えておりましたが、今回市内の有限会社シンセイ印刷に依頼したことにより、イメージ通りのクリアファイルが出来上がったと思っております。やはり、一宮市で仕事をしているなら、同じ一宮市内の業者にお願いする方がwin-winだと改めて実感を致しました。

また、事務所で打ち合わせをしていた際に、外壁の塗り替えの相談についても持ち掛けたところ、同じく一宮市内の外壁業者を紹介して頂き、きれいに塗り替えもして頂くことができました。なかなか異業種の方との面識もなく、困っていましたが、尾西信用金庫がその橋渡しをして下さり、本当に感謝しております。

お金の相談だけでなく、経営についても相談ができる尾西信用金庫は本当に有り難い存在です。今後とも有益な情報を発信して頂き、地域産業の発展と活性化に繋がるようご支援頂けることと期待しております。



右：株式会社win-win 代表取締役 薬剤師 原様
左：有限会社シンセイ印刷 代表取締役 野田様

経営改善・事業再生支援事例

- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業などの専門家派遣制度を活用し、コンサルティング機能を発揮しつつ、経営改善に向けた様々な支援を実施いたしました。
- 経営改善、事業再生の専担部署による実効性ある「経営改善計画」の策定を支援しています。
- 国の政策である経営改善計画策定支援事業を活用し、経営改善に向けた支援を実施いたしました。

地域貢献・社会貢献活動への取組み

当金庫では、金融仲介機能の発揮にとどまらず、教育、文化、環境など、地域の活性化につながる活動に積極的に取り組んでいます。

交通安全運動の取組み

毎月ゼロのつく日に、街頭でドライバーに対し、安全運転を呼びかける啓発活動を行っています。



交通安全啓発活動

金融経済教育支援の取組み

金融経済教育支援を目的として、中学生を対象とした「教室」を開講し、生徒たちが店舗で実体験する職場体験学習や当金庫職員が学校で講義を行う金融出前講座を実施しています。



金融教室

清掃活動の取組み

信用金庫の日(6月15日)や当金庫創立記念日(10月3日)には、全役職員が店舗周辺の清掃活動を行っています。

毎年10月には、木曽川流域で実施される「川と海のグリーン大作戦」に参加し、河川の清掃活動を行っています。



店舗周辺の清掃活動

環境保護の取組み

木曽川の環境を守るための取組みとして、イタセンパラ(国の天然記念物)を飼育しています。

イタセンパラはタナゴと呼ばれる魚の仲間で、世界でも日本の3カ所にしか生息していない大変貴重な生き物です。

また、環境省のレッドリストの中で絶滅危惧IA類に分類されています。



本店営業部にて鑑賞できます

地域貢献・社会貢献活動への取組み

芸術・文化支援の取組み

事務センターに併設しているコミュニティホールやギャラリーでは、講演会や展覧会、コンサートなどを開催しています。著名人から地域の皆様まで、幅広い分野にわたり、芸術・文化活動の情報を発信しています。



藤師寺加藤朝胤菅主講演会



慈眼寺住職塩沼長洞大阿闍梨講演会

地域行事への参加

地元で開催されるお祭りやイベントに参加しています。



国府宮はだか祭りの餅つき神事

芸術・文化支援の取組み

当金庫は尾西歴史民俗資料館に対して寄付を行い、旧林家住宅内(一宮市起の国登録有形文化財)にて目録を贈呈しました。



目録贈呈式



感謝状の授与

138ひつじプロジェクトについて

「138ひつじプロジェクト」は、一宮市において産官学金言民の連携による地域の経済的・社会的な活性化を図る目的で設立された「一宮活性化プラン協議会(事務局:尾西信用金庫)」が推進する地域活性化プロジェクトです。一宮市の主要産業である毛織物の原材料(ウール)の提供者である「羊」をテーマとした地域活性化活動を行っています。詳しくは、138ひつじプロジェクトHP (<http://138sheep.net/>)をご覧ください。



尾州138ひつじカレー(辛口)

お客さま満足度向上への取り組み

全店舗にコンシェルジュを配置しています

当金庫では、お客さまのあらゆるご要望に対応するため、総合案内係としてコンシェルジュを全店舗に配置するとともに、定期的にコンシェルジュ会議を開催し意見交換や勉強会を実施するなど、常にお客様にご満足いただけるような店舗づくりに努めております。ご相談やお困りなことがございましたらお気軽にお声掛けください。いつも笑顔で元気よく、親身に対応させていただきます。

私たちが
コンシェルジュです。

Concierge

このバッジが目印ですのでお気軽にお声掛けください。

「SDGs行動宣言」を表明しております

当金庫では、経営理念に掲げる「地域社会の発展に貢献する」を実現するために、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に取組み、当金庫の事業活動を通じてSDGsの達成に向けて積極的に取組むことを宣言しています。

1 貧困をなくそう	・金融経済教育の普及 ・高齢者宅への「見守り隊」 ・一宮市、稲沢市、愛西市、名古屋市区
2 飢餓をゼロに	・政府系金融機関との業務連携 ・子育て支援資金の取扱い ・日本赤十字社への寄付
3 健康と長寿を促す	・AEDを全店舗設置 ・認知症サポーターの養成（研修受講）、全店配置 ・医療イベント・講演会の開催 ・障害者への支援（視覚障がい者対応ATM設置）
4 質の高い教育をみんなに	・金融経済教育の推進 ・金融教育・金融検定・ITスキル講座・英語講座 ・音楽コンサート・各種講演会の開催 ・アートギャラリーの展示（事務センタービル）
5 ジェンダー平等を実現しよう	・「ファミリーフレンドリー企業」に登録 ・「あいち女性輝きカンパニー」認証取得 ・育児休業制度（企業主導型託児所）契約
6 安全な水とトイレを世界中に	・水洗便所改造資金融資取組み （一宮市、稲沢市、愛西市） ・国土交通省「川と海のクリーン大作戦」に参加
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	・環境配慮・災害対策型施設（本部事務センタービル） ・事務センター等へのソーラーパネルの設置、利用 ・人感センサーによる自動点灯灯取り入れ ・エコモビ（一宮工芸通商センター）への参加
8 働きがい、経済成長を促進	・政府系金融機関との提携融資 ・金融経済「起業家21」におけるセミナーや講演会の開催 ・ものづくり企業（しんしん）人材交流会の開催 ・「創業宣言」認定企業対象としたその従業員への融資金利優遇
9 産業と雇用を創出	・事業性補助金申請の相談・支援 ・中小企業における働き方改革・IT導入補助金・助成金セミナーの開催 ・地域活性化サポートローン（保証証）

びしんのSDGsに関する取組について



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。
2015年9月に、国連本部において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核文書であり、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されています。
国連に加盟している193の国・地域が2030年を期限に達成を目指すものです。
この目標達成に向けて、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。

10 人や国を包摂的に成長させる	・障害者への支援（視覚障がい者対応ATM設置） ・新しい設備共同資金への取扱い ・社会福祉協議会への寄付
11 持続可能な都市とコミュニティを創出	・交通安全啓発活動の実施（早朝3箇所及び毎月一宮市管内の交通） ・地元企業との連携によるストローハウスと耐震相談 ・リバーズモーター・リバーズモーター型住宅ローソンの取扱い
12 持続可能な消費と生産	・再生トナーの利用 ・リボンカセットの再生利用
13 気候変動に具体的な対策を	・クールビズ・ウォームビズの実施 ・一宮市と「災害時における支援の提供に関する協定」を締結
14 海の豊かさを守ろう	・国土交通省「川と海のクリーン大作戦」に参加
15 陸の豊かさを守ろう	・創立記念日・慣例金庫の日に全庫一斉清掃活動 ・緑の募金への寄付
16 平和と公正を推進しよう	・コンプライアンスの徹底 ・マネロ・テロ資金供与対策の高度化 ・特殊詐欺撲滅に向けた取組の強化
17 パートナーシップで目標を達成しよう	・政府系金融機関との提携融資 ・4階工会との連携協定 ・一宮活性化プラン協議会への支援 ・地元地域行事への積極的な参加

お客さま満足度向上への取組み

メールマガジン「ビーンズメール」 配信サービスを行っています

当金庫では、キャンペーン商品情報やイベント開催予定、当地域のお店の紹介など、お得なお役立ちメールマガジン配信サービスを行っています。
掲載のQRコードより登録できますのでご利用ください。

スマートフォン用
QRコード



携帯電話用
QRコード



LINE公式アカウントを 開設しています

お友だち追加でお得なキャンペーン情報や地域の情報をお届けします。
掲載のQRコードより登録できますのでご利用ください。



コンプライアンス及び顧客保護の取組み

コンプライアンス(法令等遵守)の取組みについて

コンプライアンスとは、一般的に「法令等遵守」と解釈されており、当金庫では、倫理や各種法令のほか、金庫内の諸規定、社会規範から世間の常識に至るまで広い範囲を含めております。

当金庫では、地域のお客様に信頼される金融機関であるため、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣を主要なメンバーとして構成される「コンプライアンス委員会」を中心にコンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。また、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しているほか、全ての店舗にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス態勢の実効性を確保しております。

また、当金庫では、コンプライアンスに対する基本方針や行動規範をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全ての役職員に配付しております。さらに、具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、役職員をはじめパート・派遣職員に対しても研修や勉強会を繰り返し実施し、より高い企業倫理の構築とコンプライアンスを重視した企業風土の醸成に努めております。

信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 人権の尊重
6. 従業員の働き方、職場環境の充実
7. 環境問題への取組み
8. 社会参画と発展への貢献
9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

個人情報の保護について

当金庫では、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を策定し、適正かつ厳格な管理を行い、正確性や機密性の保持に努めております。また、個人情報等の取扱いに関するお客様からのご質問・ご意見・お問い合わせ、更にはご不明な点やご不満な点についての対応も担当者を設けて適切に取り組んでおります。

■個人情報等に関するお問い合わせは…

業務推進部

フリーダイヤル：0120-102-305、受付時間：平日9時～17時30分
※当金庫の個人情報等の保護に関する取組みについて、詳しくは当金庫ホームページ(<https://www.bi-shin.co.jp/>)をご覧ください。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守します。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、お客さまの安定的な資産形成を図るため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を定め公表します。役職員一人一人が本取組方針を遵守して、お客さま本位の業務運営に取り組むとともに、その取組状況を定期的に確認・公表し、必要に応じて本取組方針の見直しを行います。

1. お客さまの最善の利益の追求
お客さま本位のより良い金融商品・サービスを提供し、お客さまの最善の利益を図ります。また、お客さま本位の業務運営が企業文化として定着するように努めます。
2. 利益相反の適切な管理
お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反の管理を適切に行います。
3. 手数料等の明確化
お客さまにご負担いただく手数料やその他費用について、お客さまにご理解いただけるようわかりやすく情報を提供します。
4. 重要な情報のわかりやすい提供
お客さまに販売・推奨等を行う金融商品・サービスにかかる重要な情報をわかりやすく誠実に提供します。単純でリスクの低い商品は簡潔に、複雑またはリスクの高い商品は、より丁寧な情報提供を行います。
5. お客さまにふさわしいサービスの提供
お客さまの資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズを把握するとともに、それを踏まえたうえでお客さまにふさわしい金融商品・サービスの提供を行います。
6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等
お客さまの最善の利益の追求を図るため、必要な知識の習得やコンプライアンス意識を高めるよう職員研修等を実施します。

※「お客さま本位の業務運営に関する主な取組状況」及び「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」を公表しております。

詳しくは、当金庫ホームページ(<https://www.bi-shin.co.jp/>)をご覧ください。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当金庫は、関係法令等を遵守し、複雑・高度化する手口に対し有効な防止対応をとるため、以下のとおり、リスクベースアプローチによるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク管理態勢の整備・確立を図っています。

1. 法令等の遵守

犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替及び外国貿易法ならびに関連法令を遵守し、取引時確認、疑わしい取引の届出、その他必要な顧客管理措置を適切に強化します。

2. 組織態勢

経営陣はマネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題として位置付けて取り組みます。また、マネロン・テロ資金供与対策における最高責任者をコンプライアンス統括部担当理事とし、マネロン・テロ資金供与対策等の重要事項を常務理事会等において協議し、理事会へ報告のうえ決議する態勢とします。

3. リスクベースアプローチ

マネロン・テロ資金供与対策の構築に際しては、リスクベースアプローチ（リスクの特定・リスクの評価・リスクの低減）の考え方に則って適切な措置を講じます。

4. 経営管理態勢の明確化

有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築するため、営業部門・管理部門・監査部門の三部門（「三つの防衛線」）が担う役割・責任を経営陣責任の下で明確にして、組織的に対応します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店等が取引時確認または取引モニタリング・フィルタリング等により検知した疑わしい取引について、疑わしい取引に該当すると判断した場合は、当局に対して直ちに届出いたします。

6. 職員の確保・育成

マネロン・テロ資金供与対策に関わる各部門の職員が、その役割に応じて必要とされる知識、専門性や対策、措置を的確に行える適合性を有する職員を育成します。取引時確認等の顧客管理が適切に行えるよう、職員への研修を適切かつ継続的に実施します。

7. 監査部門による内部監査

監査部門がマネロン・テロ資金供与対策の状況について、営業部門・管理部門とは独立した立場から方針・手続・計画等の有効性を検証します。監査においては、対策の浸透状況や実効性を検証し、その結果を踏まえて、見直しを提言します。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申出に迅速、公平かつ適切に対応するため、次のとおり金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. 担当部署

当金庫では、次のとおり苦情等に関する担当部署を設置しております。

部署名	コンプライアンス統括部
住所	〒494-8611 一宮市竜屋一丁目4番3号
電話番号	0120-102-305（フリーダイヤル）
eメール	houmu@bi-shin.co.jp
受付日時	月曜日～金曜日 9:00～17:30（注）
受付媒体	電話、書面、面談、eメール

（注）祝休日、年末年始などの金融機関休業日を除きます。

2. 当金庫以外の苦情等受付機関

一般社団法人全国信用金庫協会が設置、運営する全国しんきん相談所をはじめ、各地区のしんきん相談所でも苦情等のお申出を受け付けております。詳しくは担当部署にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会内）	
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月曜日～金曜日 9:00～17:00（注）
受付媒体	電話、書面、面談

（注）祝休日、年末年始などの金融機関休業日を除きます。

3. 弁護士会の紛争解決センター等

愛知県弁護士会の紛争解決センターや東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）の各弁護士会が設置、運営する紛争解決センター、仲裁センターで紛争の解決を図ることもできますので、担当部署または全国しんきん相談所へご相談ください。なお、お客さまが直接、各弁護士会に申し立てることもできます。

名称	愛知県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3		
電話番号	052-203-1777	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249

4. 現地調停・移管調停

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまも利用することができます。その際、現地調停または移管調停の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京都以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。

なお、利用することができる弁護士会は、あらかじめ東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫担当部署にお尋ねいただくか、当金庫ホームページ（<https://www.bi-shin.co.jp/>）をご覧ください。

リスク管理の基本的な考え方

金融の自由化・グローバル化及び金融技術の高度化等により金融機関を取り巻く環境は大きく変化しており、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しております。このような環境下で、当金庫が今後とも地域の皆様から信頼され、経営理念である“地域社会の発展に貢献する”には、経営の健全性を確保することが重要であると考えております。当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、総合企画部を統合的リスク管理統括部署として、多岐にわたる様々なリスクの把握と適切な管理に努め、経営の健全性の確保・向上を図っております。

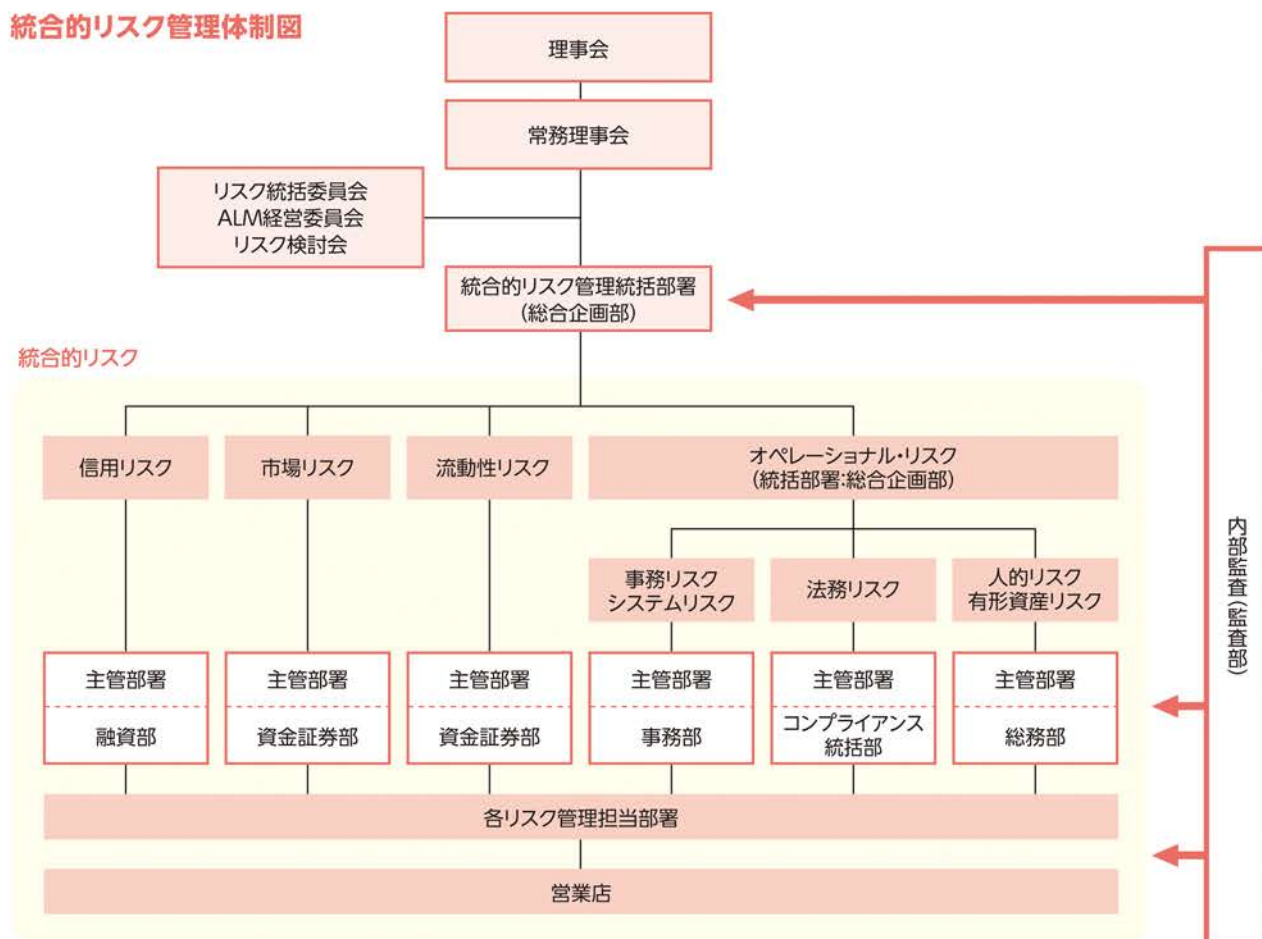
統合的リスク管理の基本方針

金融機関の業務には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクといった様々なリスクが存在します。当金庫では、業務やリスクの規模・特性に応じて、リスク・カテゴリー毎に適切なリスク管理を行うとともに、リスクを総体的に捉えて経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、自己管理型のリスク管理である統合的リスク管理を実施しております。また、統合的リスク管理の実施により、適切なリスクテイクによるリスクに見合った適正な収益を確保するとともに、自己資本の充実に努めております。

統合的リスク管理態勢

当金庫では、「統合的リスク管理規程」を制定し、統合的リスク管理態勢の整備・確立を図っております。当金庫が抱えるリスクを一元的に管理する統合的リスク管理統括部署及びリスク・カテゴリー毎に主管部署を設置し、統合的リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保しております。また、リスク統括委員会、ALM経営委員会、リスク検討会を設置し、リスク状況の定期的なモニタリングや、リスク管理に関する事項の協議・検討を組織横断的に実施しております。さらに、内部監査部署による内部監査を実施し、リスク管理の適切性及び有効性について検証しております。

統合的リスク管理体制図



各種リスクと管理基本方針

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。

当金庫では、自己査定 of 債務者区分及び分類結果等に基づいて信用リスクを把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させております。また、与信取引における基本的考え方をクレジット・ポリシーとして定め、健全な倫理観に基づいた行動や判断を行うよう役職員に周知徹底を図るとともに、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を構築しております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当金庫では、VaR（バリュー・アット・リスク）等の手法により市場リスクを計測し、予め定めたポジション枠、リスクリミット、損失限度額に基づき、市場リスク管理を行っております。また、市場運用に関わる担当をフロント、ミドル、バックに役割を分離し、相互牽制機能が働くよう体制を整備しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）と、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。

当金庫では、市場の状況と現状の資金繰りの状況を適切に把握し、当金庫の資金調達・運用構造に適した流動性リスク管理に努めております。また、資金繰り逼迫度に応じた対応策を定め、状況に合わせ適切に対応できる態勢を構築しております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを極小化すべきリスクと位置付け、統括部署を設置し、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢を整備しております。また、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスクなどに分類し、リスク・カテゴリー毎に主管部署を設置して適切なリスク管理に努めております。

▶事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。当金庫では、役職員がリスクの所在を認識し適正な事務処理を徹底するとともに、適切な事務指導の実施、内部監査や店内検査の実施による牽制機能の確保等により、事務リスクの極小化に努めております。

▶システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステム等の障害、誤作動、システムの不備、不正利用、情報漏えい等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、不測の事態によるシステムダウンや誤作動に対しても、適切に対応できる態勢を整備するとともに、情報資産の保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）を定め、システムリスクの適切な管理に努めております。

▶法務リスク

法務リスクとは法令等違反行為が発生することにより、当金庫に対する信用や信頼の失墜を招き、当金庫が損失、損害を被るリスクのことです。

▶人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）及び差別的行為（各種ハラスメント等）から生じる損失・損害のことです。

▶有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害のことです。

※上記以外の外生的な事象等により当金庫が被る損失については統括部署において管理することとしています。

総代会制度

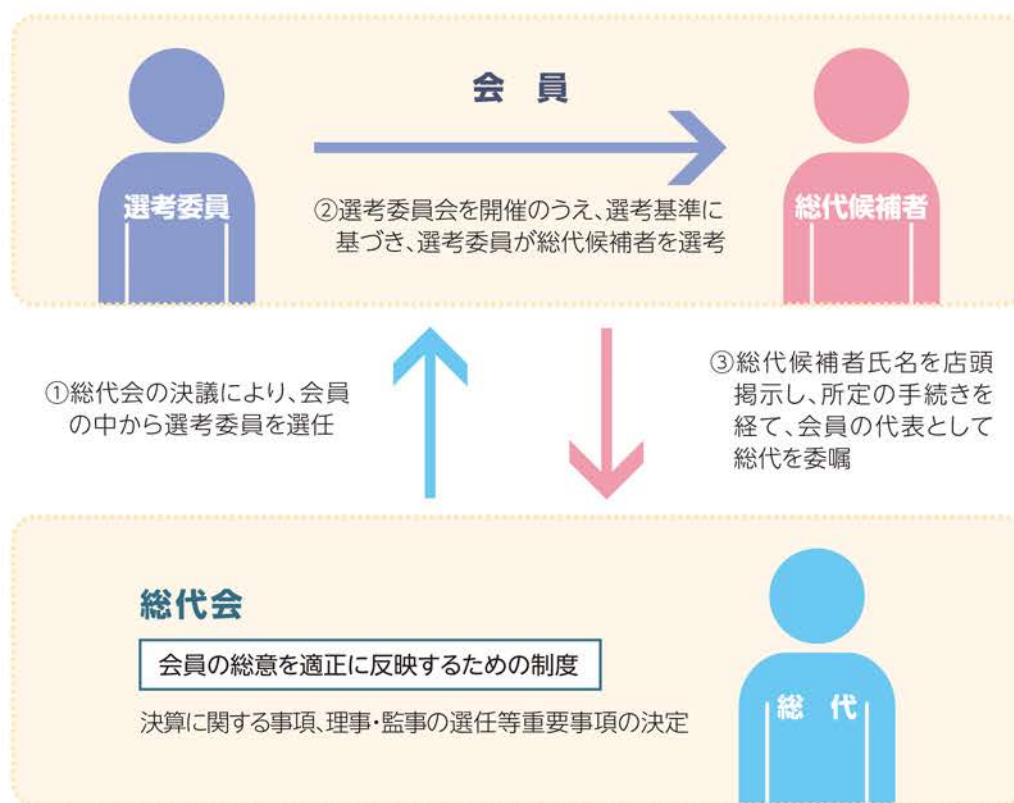
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や会員向けアンケートを実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法 2021年3月31日現在

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は、60人以上90人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、2021年3月31日現在の総代数は79人で、会員数は29,271人です。

(単位:名)

選任区域	会 員 数			総 代 数		
	法 人	個 人	合 計	法 人	個 人	合 計
第1区	407	4,832	5,239	2	14	16
第2区	573	6,504	7,077	1	17	18
第3区	833	6,142	6,975	4	16	20
第4区	512	4,930	5,442	1	12	13
第5区	665	3,873	4,538	0	12	12
合 計	2,990	26,281	29,271	8	71	79

(2) 総代の選任方法

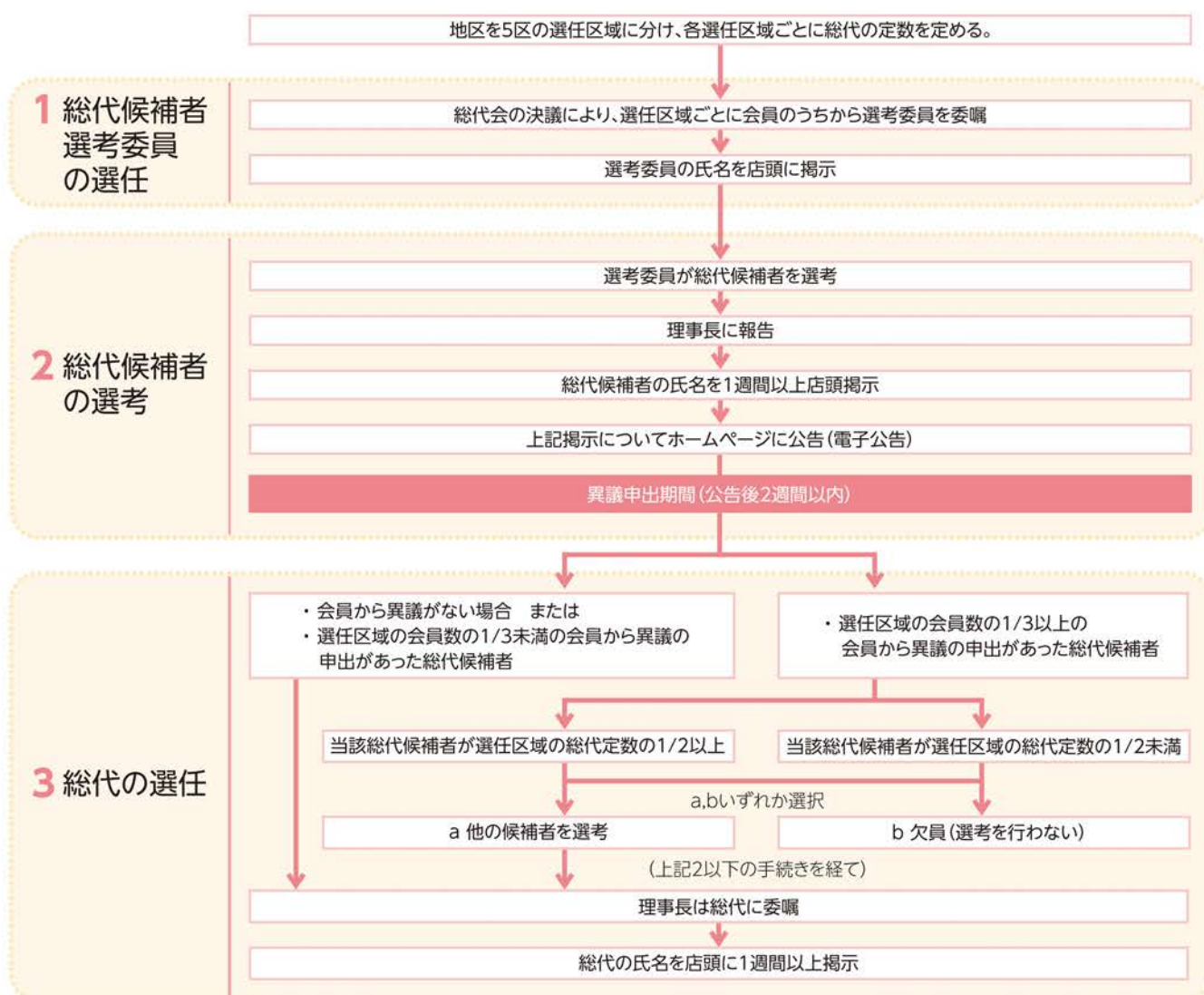
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員であること
 - ・ 就任時点で満80歳を超えていない者(平成27年4月23日に現に選任されている総代についてはその限りではない)
- ② 適格要件
 - ・ 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・ 良識をもって正しい判断ができる者
 - ・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・ その他総代選考委員会が適格と認めた者

総代が選任されるまでの手続きについて



総代会制度

総代名簿(敬称略) 2021年5月31日現在

第1区(16名) 一宮市(尾西地区)		第2区(18名) 一宮市(東栄地区・西成地区・浅井町地区・北方町地区・今伊勢町地区・奥町地区・木曽川地区)		第3区(20名) 一宮市(宮西地区・貴船地区・神山地区・大志地区・向山地区・富士地区・千秋町地区・丹陽町地区・大和町地区・秋原町地区)		第4区(13名) 稲沢市・愛西市・あま市(旧海部郡美和町・甚目寺町)・羽島市・各務原市(旧羽島郡川島町)・岐阜市(旧羽島郡柳津町)・羽島郡笠松町		第5区(12名) 名古屋市(西区・中区・北区・中川区・東区)・江南市・岩倉市・小牧市・清須市・北名古屋市・春日井市・西春日井郡・丹羽郡、その他	
総代名	就任回数	総代名	就任回数	総代名	就任回数	総代名	就任回数	総代名	就任回数
・明起興業(株)	18	・渡邊 和夫	16	・(株)渡邊組	21	・近藤 和夫	12	・三輪 清光	16
・茶久染色(株)	13	・栗野 和明	13	・糸喜(株)	16	・野村毛織工業(株)	11	・平田 晃	3
・上田 芳敬	4	・飯田 勲	11	・オパレックス(株)	15	・浅井 正康	9	・天春 有記彦	3
・室田 正敏	4	・鍛冶松毛織(株)	10	・村川設備工業(株)	10	・森田 進	9	・加藤 康彦	3
・堀田 恵美	3	・光崎 衛	8	・樋田 宣昭	6	・安田 良三	7	・長谷川 侑也	3
・小澤 俊哉	3	・川井 達男	7	・苅谷 知克	3	・高木 和秋	3	・熊田 正三	3
・坂井 俊夫	3	・鶴飼 孝幸	6	・中西 啓太	3	・鷺野 孝夫	3	・平松 久明	2
・藤田 悟	3	・今枝 辰雄	6	・中村 八朗	3	・恒川 雅保	2	・鹿嶋 勝美	2
・市川 達郎	3	・松前 裕己	4	・中村 好孝	3	・山田 信行	2	・浅井 公詞	2
・小笠原 勝博	3	・小笠原 正直	3	・伊藤 幸一	3	・鈴木 祐司	2	・和田 典之	2
・不破 憲一	3	・小島 万太郎	3	・矢野 尚彦	3	・久納 英治	2	・岡地 敏則	1
・武山 輝嘉	2	・大山 泉	3	・則竹 克彦	3	・伊藤 浩樹	2	・辻 雅之	1
・伊藤 核太郎	2	・赤塚 久男	3	・木村 実	3	・池谷 英子	1		
・伊藤 恵子	2	・森 久美子	2	・小出 和枝	3				
・吉田 達弘	1	・浦田 ヒロ子	2	・脇田 康裕	3				
・水谷 豊	1	・眞野 和博	2	・野杵 晃充	2				
		・鳩山 佳江	1	・服部 浩	2				
		・足立 哲也	1	・松岡 孝典	2				
				・花木 達美	2				
				・鈴木 雅之	2				

総代の属性別構成比 2021年5月31日現在

職 業 別	法人 10.1%、法人代表者 72.1%、個人事業主 8.8%、個人 8.8%
年 代 別	70代以上 42.2%、60代 28.1%、50代 23.9%、40代 5.6%
業 種 別	製造業 41.6%、建設業 16.6%、不動産業・物品賃貸業 11.1%、卸売業・小売業 6.9% 生活関連サービス業・娯楽業 4.1%、医療・福祉 4.1%、運輸業・郵便業 4.1%、その他の業種 11.5%

(注)業種別の構成比は、法人、法人代表者、個人事業主に限っております。

第67期通常総代会の決議事項

2021年6月16日(水)開催の第67期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認・可決されました。

報告事項 第67期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 総代候補者選考委員選任の件

第3号議案 会員除名の件

第4号議案 理事並びに監事の任期満了に伴う選任の件

第5号議案 退任理事への退職慰労金贈呈の件

当金庫の概要

■ 概要 2021年3月末現在

名 称	尾西信用金庫
創 立	昭和26年10月3日
本店所在地	一宮市簗屋一丁目4番3号
預 金	4,933億円
貸 出 金	2,044億円
常勤役員数	347名
店 舗 数	24店舗



主要な事業の内容

- 1 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- 2 貸出業務
 - (1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
 - (2) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引のほか、電子記録債権の割引を取り扱っております。
- 3 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 4 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
- 5 附帯業務
 - (1) 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店業務
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 信金中央金庫等の代理貸付業務
 - (2) 保護預り及び貸金庫業務
 - (3) 有価証券の貸付
 - (4) 債務の保証
 - (5) 公共債の引受
 - (6) 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
 - (7) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
 - (8) 両替
 - (9) 電子債権記録業に係る業務
 - (10) 確定拠出年金法により行う業務

■ 役員一覧 2021年6月末現在

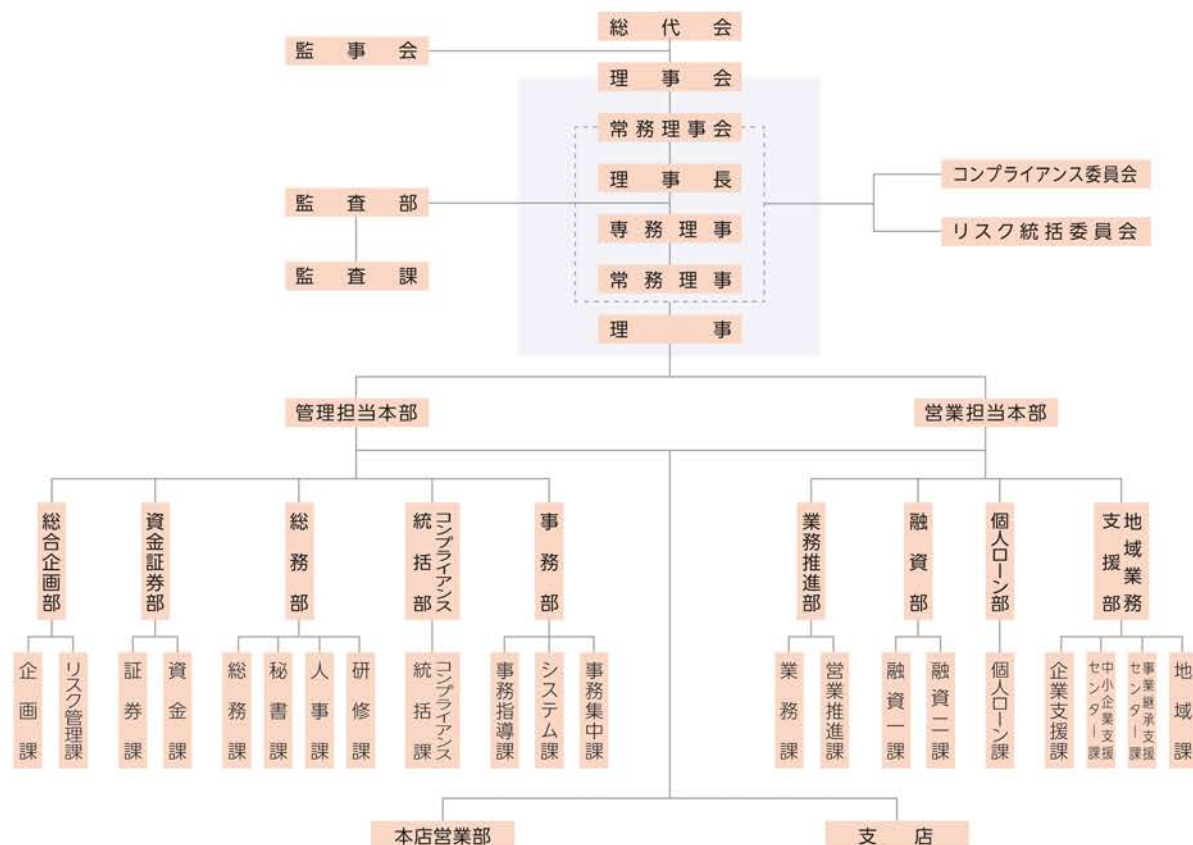
理 事 長	（代 表 理 事）	高 間 正 道	理 事 ※1（非 常 勤）	吉 田 真 人
専務理事	（代 表 理 事） （管理担当本部長）	黒 田 浩 二	監 事	山 田 勝 彦
常務理事	（代 表 理 事）	岡 島 啓 一	監 事（非 常 勤）	野 村 桂 司
常務理事	（監 査 部 長）	生 田 親 雅	監 事 ※2（非 常 勤・員 外）	岩 田 和 夫
常務理事	（営 業 担 当 本 部 長） （地域業務支援部長）	内 藤 久 嗣	監 事 ※2（非 常 勤・員 外）	星 野 俱 広
理 事	（個 人 ロ ー ン 部 長）	水 野 和 彦		
理 事		小 西 泰 三		
理 事 ※1（非 常 勤）		平 松 潤 一 郎		

※1 理事 平松 潤一郎及び理事 吉田 真人は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 岩田 和夫及び監事 星野 俱広は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

当金庫の概要

■ 組織図 2019年9月25日改定

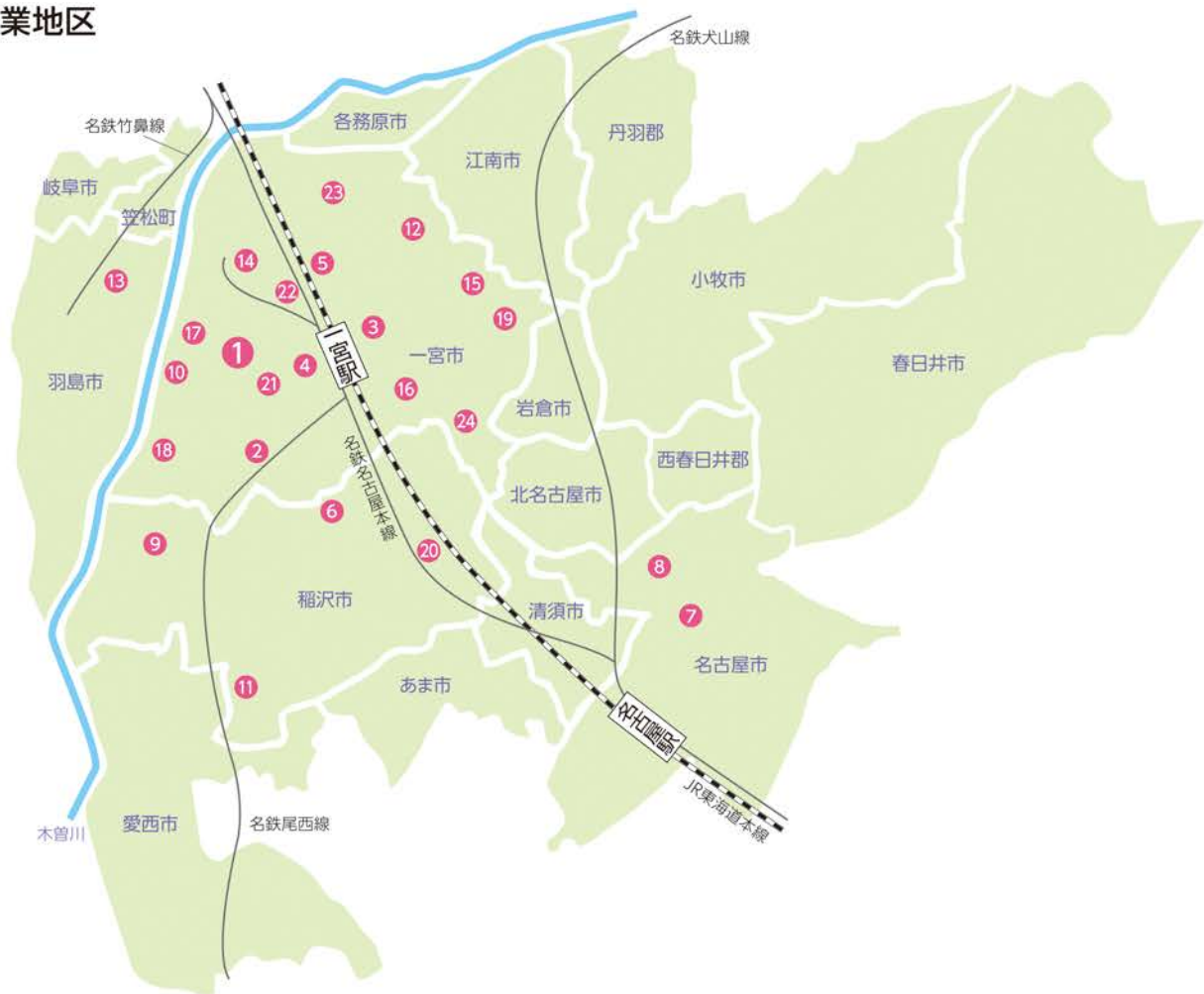


■ 沿革

昭和26年10月	蘇東商工信用協同組合設立	平成8年9月	びしんビジネス株式会社設立
昭和29年9月	蘇東信用金庫に改組	平成8年9月	預金2,000億円達成
昭和29年12月	尾西信用金庫に商号変更	平成13年10月	創立50周年 感謝のつどい挙行
昭和46年3月	預金100億円達成	平成14年2月	尾西市へ高規格救急車寄贈
昭和47年9月	貸出金100億円達成	平成16年2月	神山支店で日曜営業を開始
昭和48年5月	オンライン移行開始	平成18年9月	預金3,000億円達成
昭和48年12月	日本銀行と当座取引開始	平成20年6月	武田理事長就任
昭和49年11月	日本銀行蔵入代理店事務取扱を開始(本店)	平成23年3月	祖父江支店リニューアルオープン
昭和51年1月	新本店で営業開始 旧本店を中島支店として営業開始(店舗数10か店に)	平成23年3月	貸出金1,500億円達成
昭和52年9月	初代理事長小川氏逝去に伴い林田理事長就任	平成23年10月	創立60周年 感謝のつどい挙行
昭和54年2月	名古屋手形交換所直接交換参加	平成23年12月	事務センタービル開設
昭和55年9月	預金500億円達成	平成24年6月	木村理事長就任
昭和59年9月	貸出金500億円達成	平成26年9月	預金4,000億円達成
昭和61年12月	預金1,000億円達成	平成26年10月	びしんビジネス株式会社解散
平成2年3月	貸出金1,000億円達成	平成27年11月	萩原支店リニューアルオープン
平成3年2月	サンデーバンキング開始(本店、公園通支店)	平成29年12月	伝法寺支店開設
平成3年6月	大野理事長就任	平成30年9月	サテライト(預金特化型)店舗制度開始(小信支店)
平成3年12月	預金1,500億円達成	平成30年10月	尾西記念病院出張所(店外ATM)廃止
平成5年4月	一宮東支店開設(店舗数20か店に)	平成31年2月	馬寄出張所を無人店舗化
平成7年3月	尾西市へ高規格救急車寄贈	平成31年2月	今西支店をサテライト店舗化
平成8年1月	両替商業務開始(本店)	令和2年7月	貸出金2,000億円達成
		令和3年6月	高間理事長就任

店舗のご案内

営業地区



店舗のご案内

愛知県

- 一宮市
- 稲沢市
- 江南市
- 岩倉市
- 小牧市
- 名古屋市
西區
中區
北區
中村區
東區
- 愛西市
- 清須市
- 北名古屋市
- 春日井市
- 西春日井郡
- 丹羽郡
- あま市の一部
(旧海部郡基目寺町、
美和町)

岐阜県

- 羽島市
- 各務原市の一部
(旧羽島郡川島町)
- 岐阜市の一部
(旧羽島郡柳津町)
- 羽島郡笠松町

キャッシュサービス営業時間

		取扱業務	平 日	土曜日(祝休日除く)	日曜・祝休日
店舗内ATM ※1	信用金庫のカード	すべてのお取引	8:00～21:00		
	その他の金融機関のカード ※2	ご入金 ※3			
		お引き出し			
店舗外 キャッシュコーナー ※1	●名鉄一宮駅	店舗内ATMに 準じます ※4	7:00～21:00	8:00～21:00	
	●馬寄出張所		8:00～21:00		
共同設置 キャッシュコーナー ※1	●JRセントラルタワーズ内 （桜通口キャッシュコーナー スカイシャトルキャッシュコーナー）	店舗内ATMに 準じます ※4	7:00～21:00	8:00～21:00	
	●中部国際空港ターミナルアクセスプラザ		8:00～21:00		
	●一宮市役所		9:00～18:00	休止	休止
	●平和堂牛野店 ●パロー一宮西店 ●テラスウォーク一宮 ●アピタ木曽川店 ●イオンモール木曽川 ●カネスエ国府宮店 ●リーフウォーク稲沢		営業時間は該当施設により異なります。 詳しくは当金庫ホームページ(https://www.bi-shin.co.jp/) をご覧ください。		

※1 都合により、お取り扱いを休止させていただく場合があります。

※2 金融機関によりお取り扱い時間が異なる場合があります。

※3 ゆうちょ銀行および第二地銀・信用組合・労働金庫の一部のカードがご利用いただけます。

※4 現金でのお振り込みはお取り扱いしておりません。

店舗のご案内



本店営業部
一宮市竜屋一丁目4番3号
☎ 0586-45-1110



★**名古屋山田支店**
名古屋市西区歌里町220番地
☎ 052-502-3141



萩原支店
一宮市萩原町萩原字河原崎1524番地2
☎ 0586-68-1271



★**祖父江支店**
稲沢市祖父江町上牧東6番地1
☎ 0587-97-2223



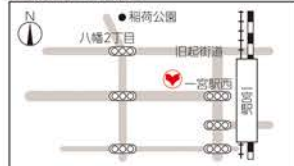
一宮支店
一宮市大江一丁目13番24号
☎ 0586-72-1256



中島支店
一宮市小信中島字川南15番地
☎ 0586-62-2291



神山支店
一宮市新生一丁目6番6号
☎ 0586-45-6051



★**平和支店**
稲沢市平和町下起中78番地
☎ 0567-46-4111



今伊勢支店
一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東4番地1
☎ 0586-72-0578



★**佐千原支店**
一宮市佐千原字新田12番地5
☎ 0586-24-3141



稲沢支店
稲沢市稲沢町前田292番地1
☎ 0587-32-1101



★**羽島支店**
羽島市竹鼻町狐穴1530番地1
☎ 058-392-1341



名古屋西支店
名古屋市西区又穂町四丁目51番地
☎ 052-522-3211



木曽川支店
一宮市木曽川町玉ノ井字稲荷浦159番地
☎ 0586-87-3141





★西成支店
一宮市大赤見字八幡北45番地1
☎ 0586-77-4511



★公園通支店
一宮市公園通六丁目20番地
☎ 0586-72-1511



★小信支店
一宮市小信中島字菅場12番地1
☎ 0586-62-3411



★富田支店
一宮市富田字東浦151番地1
☎ 0586-61-1321



★一宮東支店
一宮市南小淵字寶船691番地1
☎ 0586-81-1811



★大里支店
稲沢市日下部西町二丁目117番地1
☎ 0587-24-2271



★末広支店
一宮市末広三丁目14番地21
☎ 0586-46-5141



★今西支店
一宮市今伊勢町宮後字郷東52番地2
☎ 0586-45-1511



★木曽川東支店
一宮市木曽川町黒田字神明前131番地4
☎ 0586-86-1311



★伝法寺支店
一宮市伝法寺五丁目3番地9
☎ 0586-76-6911



ATM稼働時間：平日・土・日・祝日 8:00～21:00(年中無休)
※都合により、お取り扱いを休止させていただく場合があります。
★平日の11:30から12:30の間、窓口営業を休止しております。
(2021年6月30日現在)

びんのATMは便利!



全店舗「8:00～21:00」

年中無休

(平日・土・日・祝) すべて稼働中!

♥ 尾西信用金庫

商品・サービスのご案内

預金業務				
		内 容	期 間	預入金額
流動性預金	定期性総合口座 (スリーベーンズ)	一冊の通帳で「受け取る」「貯める」「支払う」「借りる」の4つの機能をご利用いただけます。個人の方のみがご利用でき、定期預金等を担保に最高300万円までの自動融資が受けられます。	出し入れ自由	1円以上
	普通預金	自由に出し入れでき、振込指定口座や自動支払口座としてご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上
	決済用普通預金	預金保険制度による全額保護の対象となる無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
	当座預金	商取引に安全で便利な預金です。手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	貯蓄預金	残高により段階金利が適用される預金です。ただし、金融情勢により同一の金利水準となる場合があります。	出し入れ自由	1円以上
	通知預金	まとまった資金の短期運用に便利な預金です。解約する日の2日前までに通知が必要です。	7日以上	1万円以上
	納税準備預金	税金納付のための預金です。利息は非課税です。	預け入れは自由 引き出しは納税時	1円以上
	後見支援預金	家庭裁判所の「指示書」に基づいて、預入、追加預入、払出し、定期送金、解約いただく預金です。普通預金と無利息型があります。	—	1円以上
定期性預金	スーパー定期預金	個人の方で期間3年以上は半年複利でご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	大口定期預金	大口の資金運用に最適な預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	1年の据置期間経過後はいつでも支払指定日に必要な額をお引き出しいただける1年複利の定期預金です。お取り扱いには個人の方のみです。	1年以上 3年以内	1,000円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	預入期間中、6ヵ月ごとに利率を見直します。個人の方は、半年複利でもご利用いただけます。	3年	1,000円以上
	定額複利預金	6ヵ月の据置期間経過後はいつでもお引き出しいただける半年複利の定期預金です。	5年	1,000円以上 1,000万円未満
	退職金専用定期預金 「ニューセカンドライフ」	退職金を6ヵ月以内にお受け取りになられた方が対象です。店頭表示金利より所定の利率を上乗せしてご提供します。	1年、3年のいずれか	退職金のお受取 金額の範囲内
	財形預金	毎月の給料やボーナスからの天引き積立です。「一般財形」「財形住宅」「財形年金」があります。	5年以上 (一般財形は3年以上)	1,000円以上
	定期積金	毎月一定の金額を積み立てる貯蓄性の商品です。まとまった資金づくりやライフプランなど目的に応じた貯蓄に最適です。ご家庭まで集金にお伺いします。	1年以上5年以内	1,000円以上
教育贈与非課税専用口座			—	—
信託契約代理店業務			—	—

融資業務				
		内 容	期 間	融資金額
住宅関連	びしん住宅ローン	マイホームのご購入、新築、増改築などにご利用いただけます。適用金利は「変動金利型」、「固定選択(3年、5年、7年、10年)型」からの選択となります。	1年以上 35年以内	8,000万円以内
	リフォームプラン	お住まいの増改築や修繕等にご利用いただけます。	3ヵ月以上 15年以内	1,000万円以内
カードローン	ロイヤルセピア	事業資金や旧借返済以外の資金であればご自由にご利用いただけます。毎月のご返済は利息のみで元金は随時ご返済いただけます。	3年更新	最高100万円
	しんきんカードローン★	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。	3年更新	最高100万円
	びしんきゃっする★	事業資金を除き、ご自由にご利用いただけます。	3年更新	最高500万円
	びしん住宅プレミアム カードローン	当金庫で住宅ローンをご契約の方(返済遅延者を除く。)専用のカードローンです。	1年更新	最高300万円
	教育カードローン 「未来」	子弟、孫、被扶養親族の就学に係る学校等への納付金や就学に係る付帯費用としてご利用いただけます。就学される子弟等が卒業される予定の月から3ヵ月後までが契約期限となります。	1年更新	最高500万円
消費者ローン	カーライフプラン★	マイカーの購入、車検、運転免許取得などの資金としてご利用いただけます。	3ヵ月以上 10年以内	1,000万円以内
	びしん教育プラン★	入学金や授業料などの教育資金としてご利用いただけます。	3ヵ月以上 16年以内	1,000万円以内
	びしん福祉プラン	介護用機器の購入や老人ホーム入居一時金などの資金としてご利用いただけます。	3ヵ月以上 10年以内	500万円以内
	しんきん個人ローン	ゆとりある生活の実現のための資金としてご利用いただけます。	3ヵ月以上 10年以内	500万円以内
	しんきんフリーローン★	資金使途は自由で事業資金やおまとめ資金としてご利用いただけます。	3ヵ月以上 10年以内	500万円以内
	びしんフリーローン 「フィット」★	事業資金以外の資金としてご自由にご利用いただけます。	10年以内	10万円以上 500万円以内
	びしんフリーローン 「きゃっする」★	様々な資金としてご自由にご利用いただけます。	6ヵ月以上 10年以内	10万円以上 500万円以内
びしんクイックローン快速プラン★		スピード審査でどのような資金でもご利用いただけます。	6ヵ月以上 10年以内	500万円以内
びしんクイックローンスマイルレディース★		女性専用ローン。ライフスタイルに合わせ、お使いみちは自由。	6ヵ月以上 10年以内	300万円以内

※★印の商品はホームページ(インターネット)よりお申込みいただけます。

●事業者向けローン

中小企業専門の金融機関として、事業者の皆様からのご相談に積極的に応じております。

一般貸出(手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越)以外にも各種制度融資、その他の事業者向け各種ローンをご用意しております。

◎預金商品、融資商品の詳しい内容につきましては、お近くの店舗にお問い合わせください。

証券業務		
		内 容
国債の窓口販売		個人向け国債(変動10年、固定5年、固定3年)の新発債をお取り扱いしております。
投資信託の窓口販売		多様な商品を取り揃え、お客様の資産運用ニーズにお応えしております。
保険業務		
		内 容
生 命 保 険		個人年金(定額)、一時払終身保険、全期前納払終身保険、定期保険をお取り扱いしております。
医 療 保 険		医療・がん保険をお取り扱いしております。
収 入 保 障 保 険		働けなくなった期間の収入を一定額保障されます。
損害保険	しんきんグッドすまいる (長期火災保険)	住宅ローンをご利用されるお客様へ、安心もあわせてお届けする住宅火災保険です。 幅広い補償内容でご納得いただける保険料がポイントです。
	しんきんグッドサポート (債務返済支援保険)	住宅ローンをご利用されているお客様へ、安心をお届けする保険です。 ケガや病気で働けなくなった期間の返済をバックアップします。
	標 準 傷 害 保 険	ものの時のケガに備えて安心をお手頃な保険料で提供いたします。
	事 業 性 保 険	簡単なお手続きと納得の保険料水準で事業活動にかかわる施設、業務、生産物などの賠償リスクを1つの保険で補償します。
	GKすまいの保険	アパート・マンションなど事業性収益物件に付保する火災保険です。
確定拠出年金業務		
		内 容
個人型確定拠出年金(iDeCo)		三井住友海上個人型401kプランをお取り扱いしております。
為替業務		
		内 容
エレクトロニックバンキング(EB)		パソコンや専用端末機などを利用してオフィスやご家庭で振込・振替・残高照会のお取引ができます。
送 金 ・ 振 込		全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などのご指定口座にご送金・お振込ができます。
ATM振込サービス		ATMからもお振込がご利用いただけます。
自動振込サービス		毎月または指定月のご希望の一定日に、ご指定金額をご指定口座にお振込します。
自 動 支 払		公共料金(電気料・電話料など)や保険料などをご指定口座からお支払いします。
自 動 受 取		各種年金、給与やボーナス、株式配当金などをご指定口座でお受取りできます。
その他の業務		
		内 容
カードサービス	キャッシュカードサービス	びしんの全店、全国の信用金庫、ゆうちょ銀行のキャッシュコーナーでご入金・お引き出しができます。 また、全国の銀行、信組、労金、農協などでもお引き出しができます。
	デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店でびしんの普通預金キャッシュカードがご利用いただけます。
	クレジットサービス	びしんのATMでクレジットカードによるキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、カード利用代金の自動引き落としもお取り扱いします。
相談業務	ホリデー相談	休日に、ローンや年金の相談業務を行っております。 ローン相談 毎週日曜日…… 神山支店 毎月第2土曜日…… 中島支店 年金相談 毎月第3日曜日…… 神山支店 毎月第2土曜日…… 中島支店
	年金相談	当金庫の年金アドバイザーがご相談にお応えします。
	税務相談	皆様のご相談に専門家がお応えします。
	多重債務相談	皆様のご相談に専門スタッフがお応えします。
その他	日曜営業	神山支店で窓口営業を行っております。(営業時間 10:00～16:00)
	窓口延長営業	公園通支店、末広支店で毎週金曜日(休日の場合は除く)および毎月の最終営業日に16:00まで営業時間を延長しております。
	外貨両替	米ドルの両替をお取り扱いしております。(本店営業部)
	貸金庫・保護預り	預金証書、権利証、株券などの重要書類、貴重品を安全、確実に預かります。
夜間金庫		営業時間終了後、売上金などをお預かりし、翌営業日にご指定の預金口座に入金します。

※海外へのご送金、米ドル以外の外貨両替及び外貨定期預金を信金中央金庫へお取り扱いしております。

手数料一覧 (2021年4月1日現在)

※手数料は10%の消費税を含めて表示しております。

振込・送金・代金取立

振込手数料	窓口扱い		同一店内		3万円未満	220円
					3万円以上	330円
			当金庫本支店あて		3万円未満	440円
					3万円以上	550円
			他金融機関あて	電信・文書扱い	3万円未満	660円
					3万円以上	880円
	ATM扱い	現金	同一店内		3万円未満	110円
					3万円以上	220円
			当金庫本支店あて		3万円未満	330円
					3万円以上	440円
			他金融機関あて		3万円未満	550円
					3万円以上	770円
		キャッシュカード※1	同一店内		3万円未満	無料
					3万円以上	110円
			当金庫本支店あて		3万円未満	220円
					3万円以上	330円
			他金融機関あて		3万円未満	440円
					3万円以上	660円
EB扱い		同一店内		3万円未満	無料	
				3万円以上		
		当金庫本支店あて		3万円未満	110円	
				3万円以上	220円	
		他金融機関あて		3万円未満	330円	
				3万円以上	550円	
為替自動振込手数料		同一店内		3万円未満	220円	
				3万円以上	330円	
		当金庫本支店あて		3万円未満	440円	
				3万円以上	550円	
		他金融機関あて		3万円未満	660円	
				3万円以上	880円	
送金手数料		当金庫本支店あて		一律	550円	
		他金融機関あて		一律	880円	
給与振込手数料		依頼書窓口扱い	同一店内		無料	
			当金庫本支店あて		110円	
			他金融機関あて		110円	
		WEB-FB	同一店内		無料	
			当金庫本支店あて		無料	
			他金融機関あて		55円	
取立手数料		同一店内(期日管理が必要なもの)				220円
		当金庫本支店あて(期日管理が必要なもの)				220円
		他金融機関あて	同地交換(期日管理が必要なもの)		220円	
					他地交換	普通扱い
			至急扱い	1,100円		
その他 為替手数料		送金・振込組戻料				1,100円
		不渡手形返却料				1,100円
		取立手形組戻料・取立手形店頭呈示料 ※2				1,100円

※1 ご利用カード、ご利用時間帯により、別途ATM利用手数料が必要です。

※2 取立費用が1,100円を超えるときは所要実費となります。

手形・小切手・入金帳

手形・小切手帳	小切手帳	1冊(50枚)	1,100円
	約束手形帳	1冊(25枚)	550円
	為替手形帳	1冊(25枚)	550円
	マル専手形	1枚	550円
署名判登録・変更手数料		1件につき	5,500円
自己宛小切手発行手数料 ※		小切手1枚につき	550円
マル専当座取扱手数料		割賦販売通知書1通につき	5,500円
普通預金入金帳		1冊(50枚)	550円

※ 満70歳以上のお客さまで、振り込み詐欺防止対策として発行する場合は無料です。

融資関係

不動産担保 取扱手数料	新規設定額(極度額) 1件につき		3,000万円以下	33,000円
			3,000万円超5,000万円未満	44,000円
			5,000万円以上	55,000円
			信用保証協会付の場合は一律	33,000円
	極度額増額・ 追加担保設定		設定額に関わらず1回につき (ただし、新規設定時の追加条件 を履行する場合は除きます。)	33,000円
	上記以外の担保設定の変更(債務者の変更等)※1			33,000円
事務取扱 手数料 ※2	新規取扱時 ※3		住宅ローン(プロパー・全国保証)	55,000円
			住宅ローン(しんきん保証)	27,500円
			賃貸物件ローン	110,000円
	固定金利型	特約期間 終了時	固定金利選択 (ただし新規契約時は不要)	5,500円
			変動金利選択 (固定から変動に変更する場合)	無料
		上記以外	変動金利選択 (固定から変動に変更する場合)	33,000円

※1 極度額増額・追加担保設定とそれ以外の担保設定の変更を同時に行う場合は、それぞれの手数料が必要です。

※2 保証会社付の消費者ローン及び県・市の制度融資を除く全ての証書貸付に適用します。

※3 不動産担保を設定する場合は別途「不動産担保取扱手数料」が必要です。

証書貸付の条件変更手数料 ※1	一部繰上返済	固定金利選択型で固定金利適用期間の場合	33,000円
		上記以外	33,000円
	全額繰上返済 ※2	固定金利選択型で固定金利適用期間の場合	55,000円
		上記以外	残存期間10年以上 33,000円
		残存期間7年以上10年未満	22,000円
		残存期間5年以上7年未満	11,000円
		残存期間3年以上5年未満	5,500円
		残存期間3年未満	無料
	返済条件変更(金利変更を含む) ※3		5,500円

※1 保証会社付の消費者ローン及び県・市の制度融資を除く全ての証書貸付に適用します。

※2 当金庫または信用保証協会の完済条件付新規融資を実行する場合は不要です。

※3 次のいずれかに該当する場合は不要です。

①一部繰上返済に伴い返済金額や返済期間が変更される場合

②当金庫(債務者からの申出以外)と信用保証協会の稟議に基づき実行する場合

主債務の履行状況に関する情報提供書発行手数料	2020年4月1日以降新規取組融資対象	1件につき	11,000円
------------------------	---------------------	-------	---------

個人情報開示手数料

事務取扱手数料(基本手数料)	1名につき	1,100円
氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報(勤務先名または職業・電話番号)	左記一括	1,100円
取引残高(科目、口座番号、取引番号)	指定日ごと	1,100円
取引履歴 ※	1口座ごと	1,100円
上記以外の情報	1項目ごと	1,100円

※ 普通預金NB集約分の履歴は除きます。

エレクトロニックバンキング (EB)

基本料金(月額) ※	ANSER(アンサー)	1,100円
	HB(ホームバンキング)	1,100円
	WEB-FB	2,200円
	IB(インターネットバンキング)	個人・個人事業者 無料 法人 1,100円

※ アンサーおよびホームバンキングについては口座ごとに手数料がかかります。

貸金庫・夜間金庫

貸金庫手数料 (年間使用料)	半自動式	第1種	11,880円
		第2種	11,880円
		第3種	18,480円
		第4種	22,440円
		第5種	26,400円
		第7種	36,960円
	全自動式	深さ 60mm以下	11,220円
		100mm以下	23,760円
		150mm以下	31,680円
夜間金庫手数料	基本料金(月額)		7,700円
	入金帳代金1冊(50枚)		16,500円

帳票等発行手数料

複写・帳票等1枚につき	10円×枚数×1.10(円未満切捨て)
-------------	---------------------

通帳・証書等の再発行

再発行手数料	預金通帳	1冊につき	1,100円
	預金証書	1通につき	1,100円
	各種カード	1枚につき	1,100円

各種証明書の発行

証明書発行手数料	残高証明書 ※	発行依頼書1通につき	550円
	その他証明書	発行依頼書1通につき	550円
	上記証明書で郵送扱いの場合	発行依頼書1通につき	880円
	融資証明書	発行依頼書1通につき	5,500円
	うち、事業性資金 発行依頼書1通につき		11,000円
	払戻証明書発行手数料(預貯金の仮払い制度) 発行依頼書1通につき		1,100円

※ 預金と融資の証明書を同時申込みの場合は1通分とみなします。

集金代行サービス

基本手数料	データ持込みの都度 2,200円
-------	------------------

窓口両替手数料

窓口両替 手数料	1～10枚 (当金庫に口座をお持ちのお客さまは1日1回まで無料)	550円
	11～500枚	550円
	501枚以上 (以降500枚ごとに) ※枚数の端数は切上げ	1,100円 550円

※ 新札、低額金額から高額金額への両替も対象となります。

※ 硬貨を金種指定した出金も対象となります。

硬貨による入金・振込の取扱手数料

硬貨による入金・振込の 取扱手数料	1～50枚	無料
	51枚～500枚	550円
	501枚以上 (以降500枚ごとに) ※枚数の端数は切上げ	1,100円 550円

※ 実質的な両替とみなされる取引も対象となり、窓口両替手数料表記に準じ、有料となる場合があります。

※ 納税、募金、寄付金、定期預金の作成などについては無料です。

でんさいサービス

月額基本料 ※1	債務者利用	1件につき	2,200円
	債権者利用	1件につき	1,100円
発生記録請求	当金庫内	1件につき	220円
	他金融機関あて	1件につき	550円
電子証明利用料		1件につき	無料
譲渡記録請求		1件につき	220円
分割譲渡記録請求		1件につき	220円
割引に伴う譲渡記録請求		1件につき	220円
保証記録請求(譲渡記録請求に伴わない場合)		1件につき	220円
支払等記録請求(口座間送金決済以外)		1件につき	220円
変更記録請求		1件につき	220円
金庫代行処理による上記各種請求 ※2		1件につき	1,100円
書面による変更記録請求(訂正・回復)		1件につき	2,200円
開示請求		1件につき	無料
	書面による特別開示請求	1件につき	3,300円
残高証明書発行	都度発行方式	1件につき	4,400円
	定例発行方式	1件につき	2,200円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書		1件につき	2,200円
各種請求取消請求		1件につき	無料
各種諾否請求		1件につき	無料
特定記録機関変更記録		1件につき	4,400円

※1 基本料は利用店舗単位に必要となります。

※2 割引の場合を除きます。

その他

保護預り手数料 ※1	年間	1,320円
株式払込金 保管手数料	払込保管金×(2.5/1,000)×1.10 他に受付票1通につき 5円×1.10	
地方税取扱手数料	他金融機関あて納付書1枚につき	3万円未満 550円 3万円以上 770円
電子マネーチャージ 利用手数料 ※2	チャージ金額が15,000円未満	1回につき 55円
	チャージ金額が15,000円以上	無料
後見支援預金 取扱手数料	口座開設取扱手数料	11,000円
	2年目以降の口座管理手数料(毎年)	3,300円
登録式振込サービス	登録式振込依頼書(給与・総合・ 当日振込)への登録及び印字	月額 2,200円

※1 「個人向け国債」の保護預りについては無料です。

※2 パケット通信料はお客さまの負担となります。

ATM手数料 ※1

区 分	平 日		土曜日(祝休日を除く)		日曜・祝休日
	18:00まで	18:00以降	14:00まで	14:00以降	終日
当金庫のカード	入金	終日無料			
	引出	終日無料			
他の信用金庫の カード	入金	無料	110円	無料	110円
	引出	無料	110円	無料	110円
その他の金融機関の カード ※3	入金 ※2	110円	220円	110円	220円
	引出	110円	220円	110円	220円
ゆうちょ銀行のカード ※3	入金	110円 (8:45までは220円)	220円	110円 (9:00までは220円)	220円
	引出	110円 (8:45までは220円)	220円	110円 (9:00までは220円)	220円
提携クレジットカード	キャッシング	無料	110円	無料	110円
	返済 ※4	終日無料			

※1 他金庫と共同運営しているキャッシュコーナーでは異なる手数料が適用される場合があります。

※2 一部の第二地銀・信用組合・労働金庫のカードがご利用いただけます。

※3 利息制限法の改正により手数料が変わることがあります。

※4 クレジットカードのご返済は一部の提携クレジットカードでご利用いただけます。

財務諸表

■ 貸借対照表

資産の部

(単位:百万円)

科 目	第66期 2020年3月31日現在	第67期 2021年3月31日現在
(資 産 の 部)		
現 金	3,201	3,297
預 け 金	163,210	169,297
買 入 金 銭 債 権	86	73
有 価 証 券	127,546	138,365
国 債	11,046	16,891
地 方 債	50,611	50,362
社 債	39,413	40,037
株 式	1,205	1,066
そ の 他 の 証 券	25,268	30,006
貸 出 金	191,498	204,445
割 引 手 形	507	266
手 形 貸 付	11,769	9,676
証 書 貸 付	173,444	190,124
当 座 貸 越	5,777	4,378
そ の 他 資 産	2,592	2,689
未 決 済 為 替 貸	164	132
信 金 中 金 出 資 金	1,802	1,802
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	440	470
未 収 還 付 法 人 税 等	—	95
そ の 他 の 資 産	184	187
有 形 固 定 資 産	4,412	4,424
建 物	2,545	2,443
土 地	1,583	1,583
リ ー ス 資 産	66	181
建 設 仮 勘 定	—	1
その他の有形固定資産	215	213
無 形 固 定 資 産	46	46
ソ フ ト ウ ェ ア	8	7
その他の無形固定資産	38	38
繰 延 税 金 資 産	35	—
債 務 保 証 見 返	310	300
貸 倒 引 当 金	△ 1,130	△ 1,238
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,042)	(△ 1,103)
資 産 の 部 合 計	491,811	521,702

負債及び純資産の部

(単位:百万円)

科 目	第66期 2020年3月31日現在	第67期 2021年3月31日現在
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	462,697	493,310
当 座 預 金	4,340	4,866
普 通 預 金	172,602	202,761
貯 蓄 預 金	1,956	1,955
通 知 預 金	538	501
定 期 預 金	263,943	262,509
定 期 積 金	17,376	18,602
そ の 他 の 預 金	1,939	2,113
借 用 金	10,000	10,000
借 入 金	10,000	10,000
そ の 他 負 債	2,429	867
未 決 済 為 替 借	202	202
未 払 費 用	329	224
給 付 補 填 備 金	29	42
未 払 法 人 税 等	62	87
前 受 収 益	72	79
払 戻 未 済 金	2	1
払 戻 未 済 持 分	0	0
リ ー ス 債 務	66	181
資 産 除 去 債 務	1	0
そ の 他 の 負 債	1,661	47
賞 与 引 当 金	196	204
退 職 給 付 引 当 金	151	130
役員退職慰労引当金	159	189
睡眠預金払戻損失引当金	22	13
偶 発 損 失 引 当 金	34	49
繰 延 税 金 負 債	—	50
債 務 保 証	310	300
負 債 の 部 合 計	476,001	505,117
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	786	785
普 通 出 資 金	786	785
利 益 剰 余 金	14,354	14,906
利 益 準 備 金	789	789
そ の 他 利 益 剰 余 金	13,564	14,117
特 別 積 立 金	12,825	13,325
(うち圧縮積立金)	(25)	(25)
(うち創立70周年記念事業積立金)	(30)	(60)
当期末処分剰余金	739	791
会 員 勘 定 合 計	15,140	15,692
その他有価証券評価差額金	669	892
評価・換算差額等合計	669	892
純 資 産 の 部 合 計	15,810	16,585
負債及び純資産の部合計	491,811	521,702

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	第66期 2019年4月1日 自 2020年3月31日	第67期 2020年4月1日 自 2021年3月31日
経 常 収 益	5,996,667	6,443,637
資 金 運 用 収 益	5,046,222	5,529,180
貸 出 金 利 息	3,298,087	3,248,206
預 け 金 利 息	147,682	137,652
有価証券利息配当金	1,555,874	2,098,824
その他の受入利息	44,578	44,497
役 務 取 引 等 収 益	530,339	548,294
受入為替手数料	247,229	242,357
その他の役務収益	283,109	305,937
そ の 他 業 務 収 益	278,921	89,730
外国為替売買益	48	—
国債等債券売却益	218,165	63,886
その他の業務収益	60,707	25,843
そ の 他 経 常 収 益	141,184	276,431
貸倒引当金戻入益	30,578	—
償却債権取立益	26,866	33,879
株式等売却益	74,767	237,948
その他の経常収益	8,971	4,603
経 常 費 用	5,207,173	5,616,333
資 金 調 達 費 用	148,342	115,086
預 金 利 息	137,031	100,934
給付補填備金繰入額	11,310	14,152
役 務 取 引 等 費 用	776,234	720,739
支払為替手数料	139,049	132,248
その他の役務費用	637,185	588,491
そ の 他 業 務 費 用	90,313	519,880
外国為替売買損	—	58
国債等債券償還損	90,250	519,778
その他の業務費用	62	43
経 費	4,003,066	4,052,784
人 件 費	2,513,021	2,542,960
物 件 費	1,400,569	1,423,695
税 金	89,475	86,128
そ の 他 経 常 費 用	189,216	207,842
貸倒引当金繰入額	—	114,726
貸 出 金 償 却	2,532	—
株式等売却損	145,412	66,183
その他資産償却	471	818
その他の経常費用	40,798	26,113

(単位:千円)

科 目	第66期 2019年4月1日 自 2020年3月31日	第67期 2020年4月1日 自 2021年3月31日
経 常 利 益	789,494	827,303
特 別 利 益	—	2,571
固定資産処分益	—	2,334
その他の特別利益	—	236
特 別 損 失	728	2,461
固定資産処分損	728	2,461
税引前当期純利益	788,765	827,413
法人税、住民税及び事業税	195,607	240,745
法 人 税 等 調 整 額	41,262	2,610
法 人 税 等 合 計	236,869	243,356
当 期 純 利 益	551,895	584,057
繰越金(当期首残高)	187,352	207,803
当期末処分剰余金	739,248	791,861

財務諸表

■ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第66期 2019年4月1日 自 2020年3月31日	第67期 2020年4月1日 自 2021年3月31日
当期末処分剰余金	739,248,106	791,861,497
剰 余 金 処 分 額	531,444,430	531,402,442
普通出資に対する配当金	(年4%) 31,444,430	(年4%) 31,402,442
特 別 積 立 金	500,000,000	500,000,000
(うち創立70周年記念事業積立金)	(30,000,000)	(—)
繰越金(当期末残高)	207,803,676	260,459,055

監査報告書

当金庫の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月17日
尾西信用金庫
理事長

高 岡 正 道

第67期 貸借対照表の注記事項

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 10年～50年
その他 3年～50年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている貸倒・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は525百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準率によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）により定率法により翌期から費用処理
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の最近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（2020年3月31日現在）
年金資産の額 1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円
差引額 △142,668百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金提出割合（2020年3月分）0.3223%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金62百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が大きいものは、次のとおりです。
【貸倒引当金】1,237百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が一定程度継続するとの仮定のもと各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化や新型コロナウイルス感染症拡大を含む経済環境の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額9百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額5,678百万円
- 有形固定資産の圧縮記録額37百万円

- 貸出金のうち、破綻先債権額は208百万円、延滞債権額は3,083百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は317百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,609百万円であります。
なお、18.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は266百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 14,954百万円
担保資産に対応する債務
預金 217百万円
借入金 10,000百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金5,000百万円、信金中金借入金取引の担保として預け金1,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は151百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額10,558円36銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規定及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運用しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、個人ローン部により行われ、また、定期的に常務理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスクに関する管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部と資金証券部が協働して、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務理事会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、市場リスク管理規程及び資金運用規程に従い行われております。
このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
当金庫で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であり、為替リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。
当金庫では、市場リスク量を月次で計測し、市場リスク量がリスク限度枠の範囲内となるよう管理しております。なお、令和3年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,425百万円です。
市場リスク量は、VaRで算出しており、VaRは分散共分散法（保有期間60日（有価証券）または240日（「預け金」、「貸出金」、「預金積金」等）、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。ただし、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫では、流動性リスクに関する管理規程に基づき、当金庫の資金調達・運用構造に適した流動性リスクの管理体制を整備し、運営しております。
日常の管理として、支払準備率や預金残高動向等のモニタリング管理により資金繰り状況を把握・管理しております。
また、緊急時に備えて、アクションプランを取りまとめた危機管理計画を策定しており、万一の状況においても支払準備に万全を期しております。
④ リスクの報告体制
当金庫では、各種リスクの状況について、担当部署より理事会、常務理事会、リスク統括委員会へ定期的に報告しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつて場合、当該価額が異なることもあります。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	(単位:百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	169,297	169,207	△90
(2)買入金銭債権	73	73	0
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	1,472	1,615	143
その他有価証券	136,857	136,857	—
(4)貸出金	204,445		
貸倒引当金(※)	△1,237		
	203,208	203,861	652
金融資産計	510,909	511,615	705
(1)預金積金	493,310	493,358	48
(2)借入金	10,000	10,000	—
金融負債計	503,310	503,358	48

(※)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものも、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を簡便的に算定しております。また、仕組貸出及び劣後ローンについては、取引金融機関で算出された時価評価額を時価としております。また、仕組貸出及び劣後ローンについては、取引金融機関で算出された時価評価額を時価としております。また、仕組貸出及び劣後ローンについては、取引金融機関で算出された時価評価額を時価としております。また、仕組貸出及び劣後ローンについては、取引金融機関で算出された時価評価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないもの(当座貸越等)については、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金については、固定金利によるものであり、同様に新規で借入を行う場合に想定される適用金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものも、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	31
組合出資金(※2)	3
合 計	34

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	144,297	25,000	—	—
買入金銭債権	13	49	10	—
有価証券				
満期保有目的の債券	410	940	122	—
その他有価証券のうち満期があるもの	11,771	45,198	36,774	23,260
貸出金(※)	27,580	56,149	48,771	65,928
合 計	184,072	127,337	85,678	89,189

(※)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:百万円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	380,513	97,371	—	25
借入金	—	10,000	—	—
合 計	380,513	107,371	—	25

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	(単位:百万円)		
種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
地方債	72	75	2
その他	1,400	1,540	140
小計	1,472	1,615	143
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合 計	1,472	1,615	143

その他有価証券

	(単位:百万円)		
種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	321	293	28
債券	71,264	69,570	1,694
国債	9,681	9,436	245
地方債	30,467	29,486	981
社債	31,114	30,647	467
その他	13,146	12,615	531
小計	84,733	82,479	2,254
時価が取得原価を超えないもの			
株式	712	782	△69
債券	35,955	36,369	△413
国債	7,209	7,296	△87
地方債	19,822	20,086	△263
社債	8,922	8,985	△62
その他	15,456	15,998	△542
小計	52,124	53,150	△1,025
合 計	136,857	135,629	1,228

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	(単位:百万円)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	785	73	65
債券	14,312	63	—
国債	4,652	15	—
地方債	3,940	20	—
社債	5,719	27	—
その他	3,161	164	0
合 計	18,259	301	66

28. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりとしております。

1. 時価のある銘柄

- ① 期末時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合は、「著しい下落」とする。
- ② 期末時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落した場合は、過去1年間の平均時価(終値)が30%以上下落したものに「著しい下落」とする。ただし、債券については、平均時価の下落率が30%未満であっても、信用リスクの急激な増大が認められる場合は「著しい下落」とする。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる銘柄

原則として、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合は「著しい下落」とする。

なお、当事業年度において減損処理を行った有価証券はございません。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,725百万円であります(総口座を含まない)。このうち契約残存期間が1年以内のものが16,529百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定められている金庫内手続に基づき顧客の実況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	444 百万円
賞与引当金	55
役員退職慰労引当金	51
退職給付引当金	35
その他	118
繰延税金資産小計	706
評価性引当額	△408
繰延税金資産合計	297
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	10
その他有価証券評価差額金	335
その他	2
繰延税金負債合計	348
繰延税金負債の純額	50

31. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
「会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号、令和2年3月31日)」を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

第67期 損益計算書の注記事項

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額371円60銭

主要な事業の状況を示す指標

■ 経営指標の推移

(単位:配当金/円、利益・出資総額/千円、残高/百万円、比率/%、口数/口、会員数・役員数・職員数/名)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
業 務 純 益	606,638	501,457	653,909	831,582	707,882
経 常 収 益	6,345,531	6,123,076	6,025,468	5,996,667	6,443,637
経 常 利 益	565,529	535,157	658,080	789,494	827,303
当 期 純 利 益	443,638	341,346	478,771	551,895	584,057
預 金 積 金 残 高	432,052	441,674	451,027	462,697	493,310
貸 出 金 残 高	183,644	185,939	191,582	191,498	204,445
有 価 証 券 残 高	162,830	147,132	125,227	127,546	138,365
純 資 産 額	16,694	16,248	16,512	15,810	16,585
総 資 産 額	463,297	472,347	480,469	491,811	521,702
単 体 自 己 資 本 比 率	9.35	9.32	9.29	9.37	9.55
出 資 総 口 数	1,578,021	1,577,421	1,575,765	1,572,833	1,570,793
出 資 総 額	789,010	788,710	787,882	786,416	785,396
出資に対する配当金(一口あたり)	20	20	20	20	20
会 員 数	29,347	29,387	29,334	29,239	29,271
役 員 数	14	14	15	14	14
うち常勤役員数	10	9	9	9	9
職 員 数	371	367	345	338	338
男 性	213	210	199	192	188
女 性	158	157	146	146	150

■ 資金運用勘定・調達勘定の状況

(単位:平均残高/百万円、利息/千円、利回り/%)

	平均残高		利 息		利回り	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
資 金 運 用 勘 定	474,959	502,797	5,046,222	5,529,180	1.05	1.09
うち貸出金	191,210	199,221	3,298,087	3,248,206	1.72	1.63
うち預け金	160,326	163,522	147,682	137,652	0.09	0.08
うち有価証券	121,525	138,171	1,555,874	2,098,824	1.27	1.51
資 金 調 達 勘 定	467,080	494,556	148,342	115,086	0.03	0.02
うち預金積金	457,095	484,556	148,342	115,086	0.03	0.02
うち借入金	9,984	10,000	—	—	—	—

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2019年度:863百万円、2020年度:733百万円)を控除して表示しております。

■ 業務粗利益の状況

(単位:千円、%)

	2019年度	2020年度
資 金 運 用 収 支	4,897,879	5,414,093
資金運用収益	5,046,222	5,529,180
資金調達費用	148,342	115,086
役 務 取 引 等 収 支	△ 245,895	△ 172,444
役務取引等収益	530,339	548,294
役務取引等費用	776,234	720,739
そ の 他 業 務 収 支	188,608	△ 430,150
その他業務収益	278,921	89,730
その他業務費用	90,313	519,880
業 務 粗 利 益	4,840,593	4,811,498
業 務 粗 利 益 率	1.01	0.95

※業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 資金利鞘の状況

(単位:%)

	2019年度	2020年度
資 金 運 用 利 回	1.05	1.09
資金調達原価率	0.88	0.84
総 資 金 利 鞘	0.17	0.25

■ 総資産利益率の状況

(単位:%)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.16	0.16
総資産当期純利益率	0.11	0.11

※総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 業務純益

(単位:千円)

	2019年度	2020年度
業 務 純 益	831,582	707,882
実 質 業 務 純 益	831,582	755,382
コ ア 業 務 純 益	703,667	1,211,274
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益除く。)	337,326	362,886

(注)1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金(または取崩額)を含みます。

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 受取利息及び支払利息の増減の状況

(単位:千円)

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	2,164	△ 2,427	△ 263	293,693	189,265	482,958
うち貸出金	72,035	△ 100,825	△ 28,790	200,356	△ 250,237	△ 49,881
うち預け金	36,911	△ 52,401	△ 15,490	3,390	△ 13,419	△ 10,029
うち買入金銭債権	410	1	411	△ 80	—	△ 80
うち有価証券	△ 112,045	155,651	43,606	227,141	315,809	542,950
支 払 利 息	5,391	△ 93,410	△ 88,019	9,819	△ 43,075	△ 33,256
うち預金積金	6,099	△ 94,118	△ 88,019	9,033	△ 42,289	△ 33,256
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。
ただし、買入金銭債権については、残高による増減に含めております。

預金に関する指標

■ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
流 動 性 預 金	174,514	200,457
うち有利息預金	161,150	185,385
定 期 性 預 金	281,638	283,134
うち固定金利定期預金	264,675	262,206
うち変動金利定期預金	153	128
そ の 他	943	964
合 計	457,095	484,556
譲 渡 性 預 金	—	—

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. その他=別段預金+納税準備預金+非居住者円預金

■ 定期預金残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
固 定 金 利 定 期 預 金	263,793	262,380
変 動 金 利 定 期 預 金	149	128
そ の 他	—	—
合 計	263,943	262,509

貸出金に関する指標

■ 貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
割 引 手 形	531	324
手 形 貸 付	11,688	10,691
証 書 貸 付	173,637	183,479
当 座 貸 越	5,353	4,726
合 計	191,210	199,221

■ 金利種別貸出金残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
変 動 金 利	49,530	55,949
固 定 金 利	141,967	148,496
合 計	191,498	204,445

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
預 金 積 金	3,278	2,407
有 価 証 券	368	345
動 産	4	3
不 動 産	93,722	92,304
そ の 他	—	—
計	97,374	95,060
信用保証協会・信用保険	29,022	44,857
保 証	18,157	16,293
信 用	46,944	48,233
合 計	191,498	204,445

■ 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
預 金 積 金	7	25
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	288	264
そ の 他	—	—
計	296	290
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	14	9
信 用	—	0
合 計	310	300

■ 貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	期末残高	構成比	期末残高	構成比
設 備 資 金	138,727	72.44	138,199	67.59
運 転 資 金	52,771	27.55	66,246	32.40
合 計	191,498	100.00	204,445	100.00

貸出金に関する指標

業種別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	2019年度			2020年度		
	貸出先数	期末残高	構成比	貸出先数	期末残高	構成比
製 造 業	355	7,248	3.7	423	9,267	4.5
農 業、林 業	4	26	0.0	5	30	0.0
建 設 業	480	8,394	4.3	652	11,509	5.6
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	1	145	0.0
情 報 通 信 業	13	260	0.1	15	309	0.1
運 輸 業、郵 便 業	44	1,962	1.0	52	2,480	1.2
卸 売 業、小 売 業	276	5,281	2.7	340	7,138	3.4
金 融 業、保 険 業	30	9,920	5.1	32	11,407	5.5
不 動 産 業	996	65,239	34.0	1,028	65,011	31.7
物 品 賃 貸 業	5	226	0.1	6	311	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	39	562	0.2	46	774	0.3
飲 食 業	143	1,572	0.8	234	2,561	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	100	1,513	0.7	162	2,004	0.9
教育、学習支援業	22	460	0.2	33	607	0.2
医 療、福 祉	107	5,480	2.8	124	6,513	3.1
その他のサービス	124	2,387	1.2	187	3,786	1.8
小 計	2,738	110,537	57.7	3,340	123,860	60.6
地 方 公 共 団 体	4	7,635	3.9	5	9,421	4.6
個 人	13,386	73,326	38.2	12,206	71,163	34.8
合 計	16,128	191,498	100.0	15,551	204,445	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

個人向け貸出残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
住 宅 ロ ー ン	59,828	58,193
消 費 者 ロ ー ン	7,858	7,531
カ ー ド ロ ー ン	2,984	2,371

預貸率

(単位:%)

	2019年度	2020年度
期 末	41.38	41.44
期 中 平 均	41.83	41.11

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	89	87	—	89	87
	2020年度	87	134	—	87	134
個別貸倒引当金	2019年度	1,236	1,042	164	1,071	1,042
	2020年度	1,042	1,103	6	1,036	1,103
合 計	2019年度	1,325	1,130	164	1,160	1,130
	2020年度	1,130	1,238	6	1,123	1,238

貸出金償却額

(単位:千円)

	2019年度	2020年度
貸 出 金 償 却 額	2,532	—

有価証券に関する指標

有価証券の種類別残高

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	11,046	11,332	16,891	16,625
地方債	50,611	42,540	50,362	49,812
社債	39,413	38,553	40,037	40,422
株式	1,205	949	1,066	1,269
外国証券	13,939	14,411	16,266	15,936
その他の証券	11,328	13,737	13,740	14,105
合計	127,546	121,525	138,365	138,171

預証率

(単位:%)

	2019年度	2020年度
期末	27.56	28.04
期中平均	26.58	28.51

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2019年度	811	2,047	5,172	2,380	—	634	—	11,046
	2020年度	1,514	4,511	2,330	1,124	801	6,609	—	16,891
地方債	2019年度	4,345	9,565	7,380	5,427	8,033	15,858	—	50,611
	2020年度	4,583	9,498	6,826	4,785	11,082	13,587	—	50,362
社債	2019年度	4,979	12,255	8,257	666	10,700	2,553	—	39,413
	2020年度	5,361	12,646	4,019	1,521	12,658	3,625	205	40,037
株式	2019年度	—	—	—	—	—	—	1,205	1,205
	2020年度	—	—	—	—	—	—	1,066	1,066
外国証券	2019年度	1,445	2,675	2,709	1,498	892	—	4,718	13,939
	2020年度	806	5,132	1,734	400	782	—	7,410	16,266
その他の証券	2019年度	0	41	418	761	2,114	—	7,992	11,328
	2020年度	1	203	3	1,652	3,367	—	8,511	13,740
合計	2019年度	11,582	26,585	23,939	10,734	21,740	19,047	13,916	127,546
	2020年度	12,266	31,993	14,915	9,483	28,692	23,821	17,193	138,365

有価証券に関する指標

■ 有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	—	—	—	72	75	2
	そ の 他	1,701	1,836	134	1,400	1,540	140
	小 計	1,701	1,836	134	1,472	1,615	143
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	82	82	△ 0	—	—	—
	そ の 他	800	788	△ 11	—	—	—
	小 計	882	871	△ 11	—	—	—
合 計		2,584	2,707	123	1,472	1,615	143

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、外国証券です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債	311	284	26	321	293	28
	国 債	79,852	77,700	2,151	71,264	69,570	1,694
	地 方 債	10,517	10,174	343	9,681	9,436	245
	社 債	40,065	38,815	1,250	30,467	29,486	981
	そ の 他	29,269	28,710	558	31,114	30,647	467
	小 計	8,454	8,149	304	13,146	12,615	531
	小 計	88,617	86,134	2,482	84,733	82,479	2,254
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債	863	1,073	△ 210	712	782	△ 69
	国 債	21,137	21,401	△ 264	35,955	36,369	△ 413
	地 方 債	529	536	△ 7	7,209	7,296	△ 87
	社 債	10,463	10,555	△ 92	19,822	20,086	△ 263
	そ の 他	10,144	10,308	△ 164	8,922	8,985	△ 62
	小 計	14,307	15,395	△ 1,087	15,456	15,998	△ 542
	小 計	36,308	37,869	△ 1,561	52,124	53,150	△ 1,025
合 計		124,925	124,004	921	136,857	135,629	1,228

(注) 1.「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、外国証券等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	31	31
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	4	3
合 計	35	34

以下の項目については、該当する取扱いがないため記載しておりません。

- ・商品有価証券の種類別の平均残高
- ・金銭の信託の時価情報
- ・市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの
- ・信用金庫法第53条第3項第13号又は同法第54条第4項第13号に規定する金融等デリバティブ取引
- ・先物外国為替取引
- ・有価証券関連デリバティブ取引
- ・金融商品取引法第2条第21項第1号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。「対象役員に対する報酬等」は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれ支払総額の最高限度額を決定しております。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。また、在任中に功労のあった役員に対して、特別功労金を支給することがあります。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金(特別功労金を含む)の支払いに関して、主として支給基準及び算定方法等を内規で定めております。

(2)2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	177

(注) 1. 「対象役員」に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」147百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、「対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者」のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、2020年度において、「対象職員等」に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 「対象職員等」には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2020年度において、「対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者」はいませんでした。

自己資本の充実の状況等

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、過去の利益の積み上げによるもの以外は、ほとんどが地域のお客様による出資金が該当します。

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,108	15,660
うち、出資金及び資本剰余金の額	786	785
うち、利益剰余金の額	14,354	14,906
うち、外部流出予定額 (△)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	87	134
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	87	134
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,196	15,795
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	34	33
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	33
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	34	33
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	15,162	15,761
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	152,694	155,530
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,010	9,398
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	161,705	164,929
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.37%	9.55%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、信用金庫の基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保っていると評価しております。なお、自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積み上げを第一義的なものとしております。

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	152,694	6,107	155,530	6,221
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	144,991	5,799	145,662	5,826
ソブリン向け	145	5	225	9
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,879	955	23,656	946
法人等向け	20,842	833	24,050	962
中小企業等・個人向け	39,703	1,588	37,180	1,487
抵当権付住宅ローン	20,660	826	19,857	794
不動産取得等事業向け	25,843	1,033	26,933	1,077
3か月以上延滞等	563	22	622	24
信用保証協会等による保証付	774	30	833	33
その他	12,578	503	12,302	492
② 証券化エクスポージャー	87	3	367	14
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(投資家)	87	3	367	14
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,040	361	10,926	437
ルック・スルー方式	9,040	361	10,926	437
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,010	360	9,398	375
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	161,705	6,468	164,929	6,597

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、上記エクスポージャー項目に該当しないものすべてであり、取立未済手形、出資等が含まれます。

6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

リスク管理の方針については、P.19に記載しております。

当金庫では、信用リスクの評価について、厳格な自己査定を実施するとともに、主に大口与信先を対象とした信用リスクの計量化を図っております。また、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産の償却・引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

自己資本の充実の状況等

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
 - ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
 - ・S&Pグローバル・レーティング
- なお、このほかにカントリー・リスク・スコアを使用します。

カントリー・リスク・スコア及び適格格付機関を使用するエクスポージャーは、以下のとおりです。

- ・中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー
- ・地方公共団体金融機構向けエクスポージャー
- ・金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー
- ・我が国の地方公共団体向けエクスポージャー
- ・我が国の政府関係機関向けエクスポージャー
- ・外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー
- ・地方三公社向けエクスポージャー

適格格付機関を使用するエクスポージャーは、以下のとおりです。

- ・国際開発銀行向けエクスポージャー
- ・法人等向けエクスポージャー

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高〈業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	
製 造 業	11,202	15,032	7,259	9,283	3,401	5,299	—	—	167	159	
農 業、林 業	26	30	26	30	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	8,494	12,115	8,394	11,515	100	600	—	—	59	63	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,709	5,369	260	332	6,117	4,799	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	2,414	3,524	260	309	1,853	2,942	—	—	—	—	
運 輸 業、郵 便 業	17,119	15,465	1,995	2,520	14,861	12,747	—	—	63	62	
卸 売 業、小 売 業	6,301	8,443	5,281	7,138	1,000	1,300	—	—	33	29	
金 融 業、保 険 業	194,860	210,691	9,678	20,754	20,149	18,816	—	—	—	—	
不 動 産 業	65,585	66,235	65,485	65,235	99	1,000	—	—	223	341	
物 品 賃 貸 業	426	810	226	311	200	499	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	562	774	562	774	—	—	—	—	17	12	
飲 食 業	1,572	2,561	1,572	2,561	—	—	—	—	24	107	
生活関連サービス業、娯楽業	1,814	2,305	1,513	2,004	300	300	—	—	49	48	
教育、学習支援業	460	607	460	607	—	—	—	—	—	—	
医 療、福 祉	5,480	6,513	5,480	6,513	—	—	—	—	28	—	
その他のサービス	2,501	3,895	2,401	3,795	100	100	—	—	36	3	
国・地方公共団体等	78,358	75,900	18,093	9,421	60,265	66,479	—	—	—	—	
個 人	73,330	71,167	73,330	71,166	—	—	—	—	236	188	
そ の 他	8,710	8,914	7	9	—	—	—	—	—	—	
業 種 別 合 計	485,928	510,354	202,286	214,280	108,450	114,886	—	—	941	1,018	
1 年 以 下	172,410	184,409	39,472	27,167	11,511	12,204	—	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	95,381	86,030	26,806	29,585	26,248	31,418	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	44,488	40,887	21,431	26,167	23,032	14,696	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	27,548	29,958	17,827	22,302	9,699	7,645	—	—	—	—	
7 年 超 1 0 年 以 下	41,639	51,228	22,307	26,509	19,331	24,718	—	—	—	—	
1 0 年 超	85,432	90,123	66,805	66,125	18,626	23,997	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	15,707	27,716	7,635	16,421	—	205	—	—	—	—	
そ の 他	3,191	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	485,928	510,354	202,286	214,280	108,450	114,886	—	—	—	—	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.38をご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	2019年度				2020年度			
	個別貸倒引当金			貸出金償却	個別貸倒引当金			貸出金償却
	期首残高	当期増減額	期末残高		期首残高	当期増減額	期末残高	
製 造 業	510	△ 9	501	2	501	45	547	—
建 設 業	57	△ 9	47	0	47	27	74	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	12	12	—
運 輸 業、郵 便 業	64	0	63	—	63	0	62	—
卸 売 業、小 売 業	13	2	15	—	15	△ 7	8	—
不 動 産 業	180	△ 58	122	—	122	△ 2	119	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	1	1	—	1	0	0	—
宿 泊 業	112	△ 112	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	85	△ 5	80	—	80	3	83	—
生活関連サービス業、娯楽業	36	△ 8	28	—	28	0	28	—
医 療、福 祉	16	△ 3	12	—	12	△ 12	—	—
その他のサービス	61	11	72	—	72	△ 11	60	—
個 人	97	△ 1	95	—	95	8	104	—
そ の 他	1	0	1	—	1	0	0	—
業 種 別 合 計	1,236	△ 193	1,042	2	1,042	60	1,103	—

(注) 1. 上記の「その他」は、ゴルフ会員権(個別貸倒引当金)、未収利息償却(貸出金償却)です。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告 示 で 定 め る リ ス ク ・ ウ ェ イ ト 区 分	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	166,607	—	192,003
10%	—	9,261	—	10,224
20%	4,437	119,257	6,803	118,000
35%	—	59,047	—	56,691
50%	33,992	469	37,659	616
75%	—	39,503	—	32,725
100%	2,505	50,073	3,997	50,782
150%	—	187	—	323
250%	—	586	—	523
合 計	40,935	444,993	48,460	461,891

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3.信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、担保や保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保又は保証に過度に依存しない融資の取り上げ姿勢に徹することとしております。なお、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用協会保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規定」等により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規定」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当しております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	2019年度			2020年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,564	47,899	—	2,887	47,151	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

自己資本の充実の状況等

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫の派生商品取引は、有価証券投資の一環として購入した投資信託の裏付資産が該当します。投資信託については、有価証券にかかると投資方針の中に定めている投資枠内での取引に限定しています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
	2019年度	2020年度
①派生商品取引合計	—	—
(i)外国為替関連取引	—	—
(ii)金利関連取引	—	—
(iii)金関連取引	—	—
(iv)株式関連取引	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—
②長期決済期間取引	—	—
合 計	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

「リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、投資家としての証券化エクスポージャーを保有しております。

当該投資にかかるリスクについては、裏付資産の状況や適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク統括委員会等において検討する体制となっています。

取引にあたっては、購入担当部門が当該商品の内容等の必要事項を確認し、当金庫が定める事務規程に基づき可否を決定しており、これらの部門が取得した当該商品の状況等の情報を統合的リスク管理部門において確認、検証する体制として適切な運用・管理を行っています。

(2) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(4) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
 - ・株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ・S&Pグローバル・レーティング
- なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	281	1,058
リース料債権及び貸付債権	281	1,058

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2019年度		2020年度		2019年度		2020年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
15%～50%未満	281	—	1,058	—	3	—	14	—
50%～100%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	281	—	1,058	—	3	—	14	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスクウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等については、時価評価やリスク計測により、非上場株式等については、財務諸表等に基づく評価による定期的なモニタリングの実施によりリスクの状況を把握し、必要に応じ協議・検討するなど、適切なリスク管理に努めております。

(2) 会計方針

出資等に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,174	1,174	1,034	1,034
非 上 場 株 式 等	1,833	1,833	1,833	1,833
合 計	3,008	3,008	2,868	2,868

(注) 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売 却 益	21	73
売 却 損	2	65
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	△ 183	△ 40

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

7. リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,785	21,143
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

8.金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。

当金庫では、銀行勘定の取引における金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象として、重要性を踏まえて金利リスクを計測しております。

金利リスクの管理としては、金利変動に伴う経済価値変化の指標である△EVE及び期間損益変化の指標である△NIIを算出しており、リスク統括部門が月次でリスク統括委員会及び常務理事会に報告しております。

金利リスクの削減については、有価証券売却をはじめ資産・負債の残高や期間構成を変化させることで対応する方針としております。

(2)金利リスクの算定手法の概要

①△EVE及び△NIIについて

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しており、金利改定の平均満期は1.405年、最長期間は5年となっております。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、考慮しておりません。

金利リスクの算出は、すべての通貨を対象としており、△EVEについては通貨ごとに算出された△EVEの正の値のみを、△NIIについては△NIIの符号に関係なく、通貨ごとの△NIIを、それぞれ単純合算しております。

算定の前提となる割引金利にはスプレッド及びその変動は考慮しておりません。

内部モデルは、使用しておりません。

当期の重要性テスト(金利リスク(△EVEの最大値)/自己資本の額)の結果は、52.007%(前期末比+5.258ポイント)となりました。

前期末と比べ、△EVEは増加しています。貸出金や有価証券の残高増加が主な要因となりました。また、前期末と比べ、△NIIは増加しています。貸出金や預け金の金利更改期間が短期化したことが主な要因となりました。

②その他の金利リスク計測について

銀行勘定の金利リスクについては、△EVE及び△NIIのほか、VaRを計測しております。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間99%、観測期間5年の分散共分散法により計測しております。また、保有期間は、運用計画の更新時期などを考慮した期間を使用しています。

算定されたリスク量は、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。

また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	8,197	7,104	△780	△553
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	—	—	6	18
3	ス テ ィ ー プ 化	7,568	6,208		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	8,197	7,104	6	18
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	15,761		15,163	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

9.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

リスク管理の方針については、P.19に記載しております。

管理方針に基づき、確実にリスクを認識し、評価するとともに、リスクの状況に応じて対応方法等を協議・検討することとしております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。算定方法は、P.43「自己資本の充実度に関する事項」の注記に記載しております。

●単体ベースのディスクロージャー項目

(信用金庫法施行規則第132条における規定)

1.金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	24
(2)理事及び監事の氏名及び役職名	23
(3)会計監査人の氏名又は名称	33
(4)事務所の名称及び所在地	23、25～27

2.金庫の主要な事業の内容

3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	5～7
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
①経常収益	36
②経常利益又は経常損失	36
③当期純利益又は当期純損失	36
④出資総額及び出資総口数	36
⑤純資産額	36
⑥総資産額	36
⑦預金積金残高	36
⑧貸出金残高	36
⑨有価証券残高	36
⑩単体自己資本比率	36
⑪出資に対する配当金	36
⑫職員数	36

(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益除く。)	36
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	36
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び資金利ざや	36
エ.総資産経常利益率	36
オ.総資産当期純利益率	36
カ.受取利息及び支払利息の増減	37
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の 平均残高	37
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	37
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	37
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37

ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	37
エ.使途別の貸出金残高	37
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	38
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	38
④有価証券に関する指標	
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	40
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	39
ウ.有価証券の種類別の平均残高	39
エ.預証率の期末値及び期中平均値	39

4.金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制	18、19
(2)法令遵守の体制	16
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	2、8～14
(4)金融ADR制度への対応	17

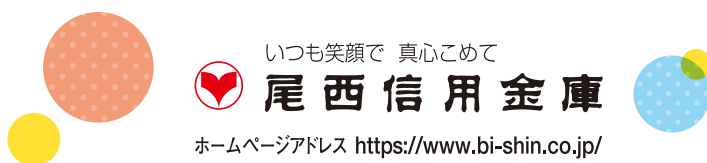
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は 損失金処理計算書	32～35
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	6
②延滞債権に該当する貸出金	6
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	6
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	6
(3)自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	42～48
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	39、40
②金銭の信託	40
③第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)	40
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38
(6)貸出金償却の額	38
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又 は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けて いる場合にはその旨	33

6.報酬等に関する事項

●金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条に基づく開示項目

資産の査定の公表	6
----------	---



ホームページアドレス <https://www.bi-shin.co.jp/>